

兵庫医科大学校歌

上野直蔵 作詞

川澄健一 作曲

明るく、力強く

♩ = 88



さそる しめた ずつめ ー ー かつに わしき れんぼ らりう はのは まみた なちか

ぶのし くゆう すー しー のえう わんど ざやま } こ こ に

あり ここに あり ひょう ご い か だ い

一、たなびく武庫の 春霞

若い命の 朝しずか

われらは学ぶ くすしのわざ

ここにあり ここにあり

兵庫医科大

二、くれゆく六甲の 山紅葉

燃ゆる想いを ひそめつつ

真理のみの 悠遠や

ここにあり ここにあり

兵庫医科大

三、苦しみ病める 人たちの

まことの救い なるために

希望は高し 若人よ

ここにあり ここにあり

兵庫医科大

学生生活ハンドブック

【薬学部・看護学部・リハビリテーション学部】



HYOGO MEDICAL
UNIVERSITY

目次

①兵庫医科大学について

建学の精神、目的、使命、教育目標	8
学生支援方針	9
学校法人兵庫医科大学沿革	10
大学事務部（連絡先・開室時間）	11

②スケジュール

行事予定	14
時間割表	16
カレンダー	18

③大学生活をおくるにあたって

1. 必ず知っておくべき事項	46
(1)医療専門職を目指す学生として	46
(2)学生証	46
(3)学生への伝達事項（掲示）	48
(4)緊急時の連絡	48
(5)懲戒に関する注意事項	48
(6)禁煙について	48
(7)保健室の禁煙サポート	49
(8)個人情報の取扱い	49
2. 教育支援関係	51
(1)定期試験等の受験	51
(2)休講・補講、試験日程	51
(3)欠席（病気、忌引、就職活動による欠席等）	51
(4)試験の欠席	51
(5)交通機関の不通と暴風警報の発令に伴う授業と試験の取扱い	52
(6)在学、成績、卒業見込証明書の発行について	52
(7)休学、復学、退学	52
3. 学生支援関係	53
(1)学生・連帯保証人情報の変更	53
(2)通学証明書について	53
(3)自動車・バイク・自転車通学について	53
(4)自転車保険加入について	54
(5)学割証について	54
(6)団体旅行割引の利用について	54
(7)奨学金制度	54
(8)学生保険	59
(9)その他	60
4. 神戸キャンパス学生保健管理センター	62
(1)学生相談室	62
(2)保健室	62
(3)ワクチン接種について	63
(4)定期健康診断について	63
(5)基本的な感染予防対策	64
(6)新型コロナウイルス感染症	64
(7)インフルエンザ	65
(8)感染性胃腸炎（ノロウイルス感染症等）	66
(9)STD、STI（性感染症）	67
(10)感染症の対応と出席停止の手続き	68
5. 就職支援関係	70
(1)キャリアデザインセンター紹介	70
(2)キャリア形成支援	70
(3)就職支援	71
6. 危機管理	72
(1)キャンパス内での震災対応	72

(2)キャンパス内での火災対応	74
(3)消防訓練、地震・津波避難訓練について	74
(4)安否確認システム	75
(5)実習時の事故対応	77
(6)悪質商法・消費者トラブル	83
(7)多重債務問題	84
(8)ハラスメントの防止	85
(9)危険ドラッグ等の薬物乱用防止について	85
(10)飲酒に関する諸注意について	86
(11)交通ルール、飲酒運転防止について	88
(12)海外へ渡航するにあたって	88
(13)その他	88
7. 施設利用上の注意事項	92
(1)各建物への入退館	92
(2)施設内での飲食禁止とラウンジの利用について	92
(3)神戸キャンパス図書館、グループ学習室、ラーニングスクエア	93
(4)情報処理演習室（パソコン室）	94
(5)ディスカッションボード（電子黒板）	95
(6)証明書発行機	96
(7)その他	96
8. 福利厚生施設の紹介	97
(1)学生ロッカー	97
(2)レストラン	98
(3)売店	98
(4)書店	98
(5)コピー機	98
(6)バーベキュー施設・備品の貸出	99

④兵庫医科大学（薬学部・看護学部・リハビリテーション学部） 学生会・課外活動について

1. 兵庫医科大学（薬学部・看護学部・リハビリテーション学部）学生会・課外活動について	102
(1)課外活動支援の理念	102
(2)学生会、課外活動団体について	102
(3)学生会主催年間行事について	103
(4)大学への学生の要望・意見の反映	103
(5)自治組織及び課外活動団体一覧	104
(6)新規課外活動団体の結成について	105
(7)入部・入会／退部・退会	105
(8)課外活動各種届・願について	105
(9)その他	106
(10)課外活動における事故発生時の対応と事故報告書の提出について	106
(11)熱中症	107
2. 兵庫医科大学（薬学部・看護学部・リハビリテーション学部）学生会会則	108

⑤キャンパスマップ

兵庫医科大学神戸キャンパス案内図Ⅰ	116
兵庫医科大学神戸キャンパス案内図Ⅱ	117

付録Ⅰ

交通マップ	128
メモ	130

付録Ⅱ

急病人やけが人を学内で発見したら	142
一次救命処置（BLS）の手順	144
兵庫医科大学神戸キャンパス案内図（AED・救急用担架設置場所）	145
〈参考〉急病人・けが人発見時の流れ	146

●大学シンボルマーク

本学を象徴し、コミュニケーションの核となるデザイン要素です。
マークは「シンボルマーク」「校章」「エンブレム」として使用します。



【形】

HYOGOの頭文字「H」をモチーフに、教育・研究・診療・社会貢献といった4つの活動が重なり合って連携する姿(円環)を表現しています。

斜体の「H」は、ビジョンを実践する躍動を表しています。

【色】

新たなスクールカラーである深緑色は、人々を癒す落ち着きと、活力を感じさせる色です。

[注意事項]

2022 年度 学生生活ハンドブックの掲載内容については、新型コロナウイルス感染症の影響により変更になることがあります。

変更が生じた場合は、WEB 掲示等でお知らせしますので必ず確認してください。

①兵庫医科大学について

建学の精神

学校法人兵庫医科大学は、
次の三つの大きな礎石を「建学の精神」としている。

社会の福祉への奉仕
人間への深い愛
人間への幅の広い科学的理解

目 的

本学は、建学の精神に則り、教育基本法及び学校教育法に基づき、医学、薬学並びに保健医療福祉分野の教育及び研究を行い、優れた医療人及び教育・研究者を育成し、もって人類の福祉に貢献し、医療の発展に寄与することを目的とする。

使 命

人間への深い愛と豊かな人間性を持ち、幅広い知識と優れた技術を備え、かつ科学的な理解に基づいて、社会の福祉に奉仕できる医療専門職者を育成する。

教育目標

1. 幅広い教養と心豊かな人格の育成
2. 専門性の高い知識と技術の修得と実践力の育成
3. 優れたコミュニケーション能力の育成
4. 多職種連携・地域医療を担う能力の育成
5. 社会の保健・健康維持に貢献し社会的責任を果たすことができる能力の育成
6. 次世代の医療科学を担う創造性及び研究能力の涵養
7. 国際性並びに国際保健への関心の涵養
8. 生涯学び続ける能力の涵養

学生支援方針

兵庫医科大学では、建学の精神で謳われる「奉仕」「愛」「科学的理解」を礎石に、すべての学生が学修に専念し、充実した学生生活を送れるよう、また自立した医療専門職者として社会貢献できるよう、次のとおり学生支援方針を定め、学生一人ひとりの多様性に配慮した支援を行う。

1. 修学支援

- ・すべての学生が意欲を持って修学できるよう、個々の能力に応じた継続的な修学支援体制の整備・充実を図り、全教職員の協働のもと組織的に相談・指導に取り組む。
- ・修学上の問題を抱える学生に対し、保護者ならびに学外施設の指導者と緊密に連携し対応する。
- ・成績不振者、留年者及び休・退学者の状況把握と分析を基に、学生への適切な助言・指導を行い、必要に応じて補習・補充教育を行う。
- ・海外協定校への留学プログラム等、国際性と語学力を養う学修機会を提供し、留学を希望する学生への積極的な支援を行う。
- ・学生が経済的に安定して修学できるよう、大学独自の奨学金制度を整備し、また、学外の各種奨学金制度の有効的受給体制を整え、経済的理由等により修学困難な学生の支援を行う。

2. 学生生活支援

- ・学生の健康維持・増進のため、保健室に保健師を、学生相談室に相談員を配置し、学生のメンタルヘルスケアを含む健康管理体制の充実を図る。
- ・学生が快適で充実した学生生活を送れるよう、学内施設の整備を行う。
- ・学生の主体的な人間形成を促進するため、課外活動、学生会活動、ボランティア活動等へ必要な支援を行う。
- ・学生と大学との意見交換の機会を設け、学生の自治活動に必要な支援を行う。
- ・学生に関わるあらゆるハラスメントを防止するための啓発活動を行い、発生した場合にはハラスメント防止委員会等が適切に対応する。

3. 障がい学生支援

別途定める「兵庫医科大学 障がい学生支援方針」に則り、障がいのある学生に学修上適切かつ合理的な配慮を提供する。

4. 進路支援

- ・キャリア形成としての国家資格取得のための支援体制を提供する。
- ・臨床教育統括センター及びキャリアデザインセンターを中心に学内の各部門が連携し、各々の職種に必要な医療専門職者としての職業観を醸成する。
- ・学生が主体的な進路選択・就職決定ができるよう、多様で細やかな支援プログラムを実施する。
- ・卒業後のキャリア形成支援のための生涯教育の充実を図る。

学校法人兵庫医科大学沿革

昭和45年 9 月	学校法人兵庫医科大学寄附行為認可及び兵庫医科大学設置認可を申請
昭和46年11月	学校法人兵庫医科大学寄附行為認可及び兵庫医科大学設置認可
昭和47年 4 月	兵庫医科大学開学、兵庫医科大学病院開設
昭和53年 3 月	兵庫医科大学大学院医学研究科設置認可
平成 9 年 4 月	兵庫医科大学先端医学研究所設置
平成 9 年10月	兵庫医科大学篠山病院開設
平成11年 6 月	兵庫医科大学リハビリテーションセンター開設
平成11年 9 月	兵庫医科大学ささやま老人保健施設開設
平成13年 4 月	兵庫医科大学附属看護専門学校開校
平成17年 3 月	平成記念会館完成(兵庫医科大学開学30周年記念事業)
平成18年 4 月	兵庫医療大学設置認可を申請
平成18年11月	兵庫医療大学設置認可
平成19年 4 月	兵庫医療大学開学
平成21年 3 月	兵庫医療大学体育館完成
平成22年 6 月	兵庫医科大学ささやま医療センター(旧篠山病院から改称)移転開設
平成22年12月	兵庫医療大学大学院看護学研究科及び医療科学研究科設置認可
平成23年 4 月	兵庫医療大学大学院看護学研究科、医療科学研究科設置
平成24年11月	兵庫医療大学大学院薬学研究科設置認可
平成24年11月	学校法人兵庫医科大学中医薬孔子学院設立
平成24年12月	兵庫医科大学病院 急性医療総合センター完成(兵庫医科大学開学40周年記念事業)
平成25年 3 月	兵庫医療大学 大学基準協会の認証評価により、大学基準適合の認定
平成25年 4 月	兵庫医療大学大学院薬学研究科設置
平成26年 3 月	兵庫医療大学 オーストラリア連邦アデレード大学と学術交流に関する基本合意書を締結
平成27年 4 月	兵庫医科大学健康医学クリニック開設
平成27年 4 月	兵庫医療大学社会学連携推進機構設置
平成28年 1 月	兵庫医科大学ささやま居宅サービスセンター開設
平成29年 9 月	兵庫医療大学開学10周年記念式典開催
平成30年 4 月	兵庫医科大学教育研究棟完成
令和 2 年 3 月	兵庫医療大学 大学基準協会の認証評価により、大学基準適合の認定
令和 3 年 8 月	兵庫医科大学学部等設置認可
令和 4 年 4 月	兵庫医科大学と兵庫医療大学が統合

大学事務部（連絡先・開室時間）

(1) 連絡先・開室時間

各窓口及び施設の開室時間は、次のとおりです。時間外は緊急時を除き、入室を禁止します。各種手続及び相談等は、必ず時間内に済ませてください。

●セントラルオフィス(PortWing(北館)1階)

神戸教学課	教務係	078-304-3008	開室時間： 平日（月～金）8：30～17：00 ※一斉休暇（夏季・年末年始）、 大学立ち入り禁止日、土日祝日を除く
	大学院係	078-304-3014	
学生支援課	学生係	078-304-3007	
庶務課	庶務係	078-304-3111	
財務企画課	財務係	078-304-3021	
入試課	入試係	078-304-3030	
	学生募集係	078-304-3034	
情報課	情報係	078-304-3010	

●神戸キャンパス学生保健管理センター(PortWing(北館)2階)

学生相談室	078-304-3018	開室時間： 平日（月・火・木・金）9：00～17：00 ※一斉休暇（夏季・年末年始）、 大学立ち入り禁止日、土日祝日を除く
保健室	078-304-3019	開室時間： 平日（月～金） 8：30～17：00 ※一斉休暇（夏季・年末年始）、 大学立ち入り禁止日、土日祝日を除く

●神戸キャンパス図書館(PortWing(北館)3階)

学術情報課	078-304-3050	利用時間等は、P93 参照
-------	--------------	---------------

●キャリアデザインセンター(Mt.Wing1階)

キャリアデザインセンター	078-304-3100	開室時間： 平日（月～金）8：30～17：00 ※一斉休暇（夏季・年末年始）、 大学立ち入り禁止日、土日祝日を除く
--------------	--------------	--

(2) 担当部署・窓口

	項目	参照頁	相談先
教務	定期試験等の受験資格	P51	神戸教学課 教務係
	試験の欠席	P51	
	病気や冠引による欠席	P51	
	感染症罹患による欠席	P51, 68	保健室
	就職活動による欠席	P51	キャリアデザインセンター
	交通機関の不通、自然災害等による授業と試験の取扱い	P52	神戸教学課 教務係

	項目	参照頁	相談先
教務	在学、成績、卒業見込 証明書の発行	P52、96	神戸教学課 教務係
	休学、復学、退学	P52	
	その他教務に関すること	-	
学生 生活	学生や連帯保証人の個人 情報変更	P53	学生支援課
	通学に関すること	P53	
	学割証の発行	P54	
	奨学金	P54	
	学生保険	P59	
	病気、ケガ等	P62	保健室
	ワクチン接種、抗体検査	P63	
	定期健康診断	P63	
	感染症の対応と出席停 止の手続き	P68	保健室、学生相談室
	相談事や悩み事	P62	
	学生証の紛失、汚損、 破損	P47	情報課
	学内での落とし物、忘れ物	P60	庶務課
	学内での盗難	P60	学生支援課
	課外活動団体に関する こと	P102	
	その他学生生活に関する こと	-	
その他	海外渡航	P88	学生支援課、保健室
	図書館の利用	P93	学術情報課
	情報処理演習室の利用、 プリンタのトラブル	P94	情報課
	施設の破損	P96	庶務課
	ロッカーキーの紛失	P97	

2 スケジュール

行事予定

【2022 年度】

【前 期】

4月	1日(金)	オリエンテーション(リハビリテーション学部作業療法学科第4学年次)
	4日(月)	オリエンテーション(第1学年次)
	5日(火)	入学式・オリエンテーション(第1学年次)
	5日(火)、6日(水)	＜前期＞履修登録期間(全学部第2・3・4・5・6学年次)
	6日(水)～8日(金)	＜前期＞履修登録期間(全学部第1学年次)
	6日(水)	オリエンテーション(薬学部第3学年次、看護学部第4学年次、リハビリテーション学部理学療法学科第2・3学年次)
	6日(水)～8日(金)	＜前期＞授業開始・アカデミックリテラシー(第1学年次)
	7日(木)	オリエンテーション(薬学部第4学年次、看護学部第2・3学年次、リハビリテーション学部理学療法学科第4学年次)
	8日(金)	オリエンテーション(薬学部第2・6学年次、リハビリテーション学部作業療法学科第2・3学年次)
	11日(月)	＜前期＞授業開始(第2・3・4・5・6学年次)
6月	11日(土)、12日(日)	6月オープンキャンパス
7月	29日(金)～8月9日(火)	＜前期＞試験期間(第1・2・3・4・5・6学年次)
8月	6日(土)、7日(日)、20日(土)、21日(日)	8月オープンキャンパス
	25日(木)、26日(金)、29日(月)～31日(水)＜予定＞	チーム医療論演習(医学部との合同チュートリアル/第4学年次)【※場所:西宮キャンパス】
9月	1日(木)、2日(金)＜予定＞	チーム医療論演習(医学部との合同チュートリアル/第4学年次)【※場所:西宮キャンパス】
	5日(月)～7日(水)＜予定＞	早期臨床体験実習(医学部との合同チュートリアル/第1学年次)
	17日(土)＜予定＞	秋季学位授与式

【後 期】

9月	12日(月)、13日(火)	＜後期＞履修登録期間(全学部第1学年次)
	13日(火)、14日(水)	＜後期＞履修登録期間(全学部第2(看護学部除く)・3・4・5・6学年次)
	15日(木)、16日(金)	＜後期＞履修登録期間(看護学部第2学年次)
	15日(木)	＜後期＞授業開始(第1・2・3・4・5・6学年次)
10月	22日(土)、23日(日)	大学祭(第14回海泉祭)
12月	4日(日)＜予定＞	薬学共用試験 OSCE(薬学部第4学年次)
	15日(木)・16日(金)＜予定＞	薬学共用試験 CBT(薬学部第4学年次)

【後 期】

1月	5日(木)～19日(木)	<後期>試験期間(看護学部・リハビリテーション学部第3学年次除く)
3月	15日(水)	学位授与式
	19日(日)	春のオープンキャンパス

※薬学部第5学年次オリエンテーションは、別途実施。

※薬学部第4学年次<後期>日程は、共用試験の都合により変更することがある。

※以下については祝日授業日のため、カレンダーに注意すること。

4月29日(金)、7月18日(月)、9月19日(月)、9月23日(金)、10月10日(月)、
11月3日(木)、11月23日(水)

※健康診断日・抗体検査

4月	2日(土)	健康診断(薬学部第5学年次①、作業療法学科第4学年次)
	6日(水)	健康診断(薬学部第3学年次・第5学年次②、理学療法学科第3学年次)
		健康診断・抗体検査(看護学部第4学年次、理学療法学科第2学年次)
	7日(木)	健康診断(薬学部第4学年次、看護学部第3学年次、理学療法学科第4学年次)
		健康診断・抗体検査(看護学部第2学年次)
	8日(金)	健康診断(薬学部第5学年次③・第6学年次、作業療法学科第3学年次)
		健康診断・抗体検査(薬学部第2学年次、作業療法学科第2学年次)
	16日(土)	健康診断・抗体検査(全学部第1学年次)
5月	7日(土)	抗体検査(薬学部第3学年次・第4学年次、看護学部第3学年次、理学療法学科第3学年次、作業療法学科第3学年次)

抗体検査は対象者のみ。

※授業時間(1時限:90分間)

第1時限	9時30分～11時00分
第2時限	11時10分～12時40分
第3時限	13時40分～15時10分
第4時限	15時20分～16時50分
第5時限	17時00分～18時30分
第6時限	18時40分～20時10分

※試験時間(1時限:60分間)

第1時限	8時50分～9時50分
第2時限	10時10分～11時10分
第3時限	11時30分～12時30分
第4時限	13時30分～14時30分
第5時限	14時50分～15時50分
第6時限	16時10分～17時10分
第7時限	17時30分～18時30分

時間割表(前期)

		月	火	水	木	金	土
1 限目 9 : 30 ~ 11 : 00	科目						
	教員						
	教室						
2 限目 11 : 10 ~ 12 : 40	科目						
	教員						
	教室						
3 限目 13 : 40 ~ 15 : 10	科目						
	教員						
	教室						
4 限目 15 : 20 ~ 16 : 50	科目						
	教員						
	教室						
5 限目 17 : 00 ~ 18 : 30	科目						
	教員						
	教室						
6 限目 18 : 40 ~ 20 : 10	科目						
	教員						
	教室						

時間割表(後期)

		月	火	水	木	金	土
1 限目 9 : 30 ~ 11 : 00	科目						
	教員						
	教室						
2 限目 11 : 10 ~ 12 : 40	科目						
	教員						
	教室						
3 限目 13 : 40 ~ 15 : 10	科目						
	教員						
	教室						
4 限目 15 : 20 ~ 16 : 50	科目						
	教員						
	教室						
5 限目 17 : 00 ~ 18 : 30	科目						
	教員						
	教室						
6 限目 18 : 40 ~ 20 : 10	科目						
	教員						
	教室						

MON

TUE

WED

THU

28

29

30

31

4

5

6

7

11

12

13

14

18

19

20

21

25

26

27

28

行事予定については、P14～15を参照

FRI

SAT

SUN

1

2

3

8

9

10

15

16

17

22

23

24

29

昭和の日
祝日授業日

30

1



APRIL

2022

3 March

1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30
31					

5 May

					1
2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31

MON

TUE

WED

THU

25

26

27

28

2

3

憲法記念日

4

みどりの日

5

こどもの日

9

10

11

12

16

17

18

19

23

24

25

26

30

31

1

2

行事予定については、P14～15を参照

SUN

1

8

15

22

29

5



6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30			

MON

TUE

WED

THU

30

31

1

2

6

7

8

9

13

14

15

16

20

21

22

23

27

28

29

30

行事予定については、P14～15を参照

FRI

SAT

SUN

3

4

5

10

11

12

17

18

19

24

25

26

1

2

3



JUNE

2022

5 May

							1
2	3	4	5	6	7	8	
9	10	11	12	13	14	15	
16	17	18	19	20	21	22	
23	24	25	26	27	28	29	
30	31						

7 July

							1	2	3
4	5	6	7	8	9	10			
11	12	13	14	15	16	17			
18	19	20	21	22	23	24			
25	26	27	28	29	30	31			

MON

TUE

WED

THU

27

28

29

30

4

5

6

7

11

12

13

14

18

海の日
祝日授業日

19

20

21

25

26

27

28

行事予定については、P14～15を参照

FRI

SAT

SUN

1

2

3

8

9

10

15

16

17

22

23

24

29

30

31



JULY

2022

6 June

	1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29
30					

8 August

1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30
31					

MON

TUE

WED

THU

1

2

3

4

8

9

10

11

山の日

15

16

17

18

22

23

24

25

29

30

31

1

行事予定については、P14～15を参照

SUN

7

14

21

28

4



25 26 27 28 29 30 31

26 27 28 29 30

MON

TUE

WED

THU

29

30

31

1

5

6

7

8

12

13

14

15

19

敬老の日
祝日授業日

20

21

22

26

27

28

29

行事予定については、P14～15を参照

FRI

SAT

SUN

2

3

4

9

10

11

16

17

18

23

秋分の日
祝日授業日

24

25

30

1

2



SEPTEMBER

2022

8 August

1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

10 October

					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

MON

TUE

WED

THU

26

27

28

29

3

4

5

6

10

スポーツの日
祝日授業日

11

12

13

17

18

19

20

24

25

26

27

31

1

2

3

行事予定については、P14～15を参照

SUN

2

9

16

23

30

6



5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30		

7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

MON

TUE

WED

THU

31

1

2

3

文化の日
祝日授業日

7

8

9

10

14

15

16

17

21

22

23

勤労感謝の日
祝日授業日

24

28

29

30

1

行事予定については、P14～15を参照

FRI

SAT

SUN

4

5

6

11

12

13

18

19

20

25

26

27

2

3

4



NOVEMBER

2022

10 October

								1	2
3	4	5	6	7	8			9	
10	11	12	13	14	15			16	
17	18	19	20	21	22			23	
24	25	26	27	28	29			30	
31									

12 December

								1	2	3	4
5	6	7	8	9	10						11
12	13	14	15	16	17						18
19	20	21	22	23	24						25
26	27	28	29	30	31						

MON

TUE

WED

THU

28

29

30

1

5

6

7

8

12

13

14

15

19

20

21

22

26

27

28

29

行事予定については、P14～15を参照

FRI

SAT

SUN

2

3

4

9

10

11

16

17

18

23

24

25

30

31

1



DECEMBER

2022

11 November

1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30

1 January

1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30
31					

MON

TUE

WED

THU

26

27

28

29

2

振替休日

3

4

5

9

成人の日

10

11

12

16

17

18

19

23

24

25

26

30

31

1

2

行事予定については、P14～15を参照

SUN

1
元日

元日

8

15

22

29

5



2023

1 2 3 4

5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

1 2 3 4 5

6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28					

MON

TUE

WED

THU

30

31

1

2

6

7

8

9

13

14

15

16

20

21

22

23

天皇誕生日

27

28

1

2

行事予定については、P14～15を参照

FRI

SAT

SUN

3

4

5

10

11

建国記念の日

12

17

18

19

24

25

26

3

4

5



FEBRUARY

2023

1 January

1
2 3 4 5 6 7 8
9 10 11 12 13 14 15
16 17 18 19 20 21 22
23 24 25 26 27 28 29
30 31

3 March

1 2 3 4 5
6 7 8 9 10 11 12
13 14 15 16 17 18 19
20 21 22 23 24 25 26
27 28 29 30 31

MON

TUE

WED

THU

27

28

1

2

6

7

8

9

13

14

15

16

20

21
春分の日

22

23

27

28

29

30

行事予定については、P14～15を参照

FRI

SAT

SUN

3

4

5

10

11

12

17

18

19

24

25

26

31

1

2



MARCH

2023

2 February

	1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11 12
13	14	15	16	17	18 19
20	21	22	23	24	25 26
27	28				

4 April

					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30

MON

TUE

WED

THU

27

28

29

30

3

4

5

6

10

11

12

13

17

18

19

20

24

25

26

27

FRI

SAT

SUN

31

1

2

7

8

9

14

15

16

21

22

23

28

29

昭和の日

30



APRIL

2023

3 March

	1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29
30	31				

5 May

1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30
31					

③大学生活をおくるにあたって

1. 必ず知っておくべき事項

本学で医療を学び卒業するために、最低限知っておかなければならない規則があります。いずれも非常に重要です。留年・退学等の原因になりかねないものもありますので十分注意してください。

(1)医療専門職を目指す学生として

社会は、学生の日常生活すべてを将来の医療専門職者として厳しく観察しています。粗暴な行動、奇抜な頭髪・服装等すべてが兵庫医科大学学生、ひいては医療そのものに対する信頼感に影響するということを心にとめておいてください。

次のような行為は、本学では医療専門職を目指す学生として厳に慎むべきものとして禁じます。

- ・医療専門職を目指す学生として品位を損なうような言動、服装及び髪型
- ・本学学生であることを証明する学生証の不着用
- ・大学・実習施設で知り得た個人情報の漏洩
- ・いじめ、セクハラ、ストーカー等の非倫理的行為
- ・授業開始時間に遅刻しての教室入室
- ・授業中の私語や教室の出入り、携帯電話の使用（メールを含む）
- ・授業中の飲食
- ・大学敷地内及び隣接道路での喫煙
- ・学内の指定された場所以外での駐輪及び違法駐車
- ・SNSの不適切な使用
- ・公共交通機関利用時の他人への迷惑行為
- ・他人の通行を妨げる横並び通行

(2)学生証

①学生証の提示及び使用について

学生証は、本学学生としての身分を証明する大切なものです。また、学生証と合わせて配付するアカウント通知書（ユーザーID、パスワード）は、履修登録や成績確認等に必要なものため大切に保管しましょう。

以下の場合においては、必ず学生証が必要となりますので、キャンパス内では必ず身につけてください。

- ・定期試験等各試験を受験するとき
- ・授業（実験・実習含む）を受けるとき
- ・ロッカールームを利用するとき
- ・図書館に入館・利用するとき
- ・学内のパソコンを使用するとき
- ・情報処理演習室を利用するとき
- ・時間外（19時以降）及び土日祝日に入退館システムによる電気錠管理区域を利用するとき
- ・Garden Wing Arenaの課外活動エリアにある施設を使用するとき
- ・セントラルオフィスにて各種手続を行うとき
- ・証明書発行機を利用するとき（各種証明書の交付、再試験受験票の購入など）
- ・健康診断、抗体検査、ワクチン接種を受ける、それらの結果や証明書を受け取るとき

- ・通学定期券を購入するとき
- ・学校学生生徒旅客運賃割引証（学割証）にて乗車券を購入するとき

②学生証の注意事項

- ・学生証はIC カードで発行しています。IC カード内の IC チップには本学情報システムを利用する上で必要な情報が各カード固有に書き込まれていますので、取扱いには十分に注意してください。
- ・学生証（IC カード）には IC チップや読み取りに必要なアンテナ等があり、非常にデリケートな扱いが必要です。折り曲げや破損には注意してください。また、圧迫に弱いため、過重のかかる場所（例：ズボンの後ポケットや、重たい物の下等）に保管することも厳禁です。
- ・IC カードは Felica を採用しており、ICOCA、PITAPA 等の IC カードに重ねて使用すると改札ゲート等利用ができない場合があります。
- ・学生証を忘れた場合は、情報システム、図書館、ロッカールーム等を利用することができません。

③学生証の紛失・汚損・破損について

- ・学生証を紛失・汚損・破損した場合は、直ちにセントラルオフィス（情報課）に届け出て、再発行手続（有償）を行ってください。
- ・学内で紛失した場合は、拾得物としてセントラルオフィス3番窓口（庶務課）へ届けられていることもありますので、問い合わせてください。
- ・学生証を拾ったときは、直ちにセントラルオフィス3番窓口（庶務課）に届けてください。
- ・破損（外観上、異常なくとも、内部 IC チップ破損含む）の場合は、故意・過失の如何にかかわらず、有償による再発行となります。
- ・学生証ホルダーを紛失、汚損した場合は、セントラルオフィス前にある証明書発行機で発行願を出力のうえ、セントラルオフィス3番窓口（庶務課）に提出し購入してください。費用は500円です。

④学生証の再発行手続について

- ・セントラルオフィス前にある証明書発行機で発行願を出力のうえ、セントラルオフィス（情報課）に提出してください。費用は5,000円です。
- ・費用収納後に学生証が発見されたとしても、返金は一切できませんので、注意してください。
- ・再発行を受けてから旧学生証が見つかった場合には、必ずセントラルオフィス2番窓口（学生支援課）へ返還してください。
- ・学生証・アカウント通知書の再発行には時間がかかります。
 受付が月・火・水曜日の場合 → 木曜日に引渡し
 受付が木・金曜日の場合 → 翌週の月曜日に引渡し
 （ただし、月・木曜日が休日の場合は、翌日の引渡しになります。水・金曜日の受付は、16時締切となります。）

⑤学生証の返還について

- ・学生証は入学当初に交付し、原則として卒業まで使用します。
- ・退学、除籍等、本学に籍がなくなった場合には、必ずセントラルオフィス2番窓口（学生支援課）へ返還してください。

(3)学生への伝達事項（掲示）

伝達・連絡事項は、WEB 掲示等で通知しますので、各自確認してください。（※ 掲示を見なかったとの理由で免責されることはありません。）

また、補助として一部の情報については、インフォメーションボードでの配信や、各自に付与している兵庫医科大学のメールアドレス宛てに通知しますので、活用してください。

(4)緊急時の連絡

保護者もしくは学生への緊急を要する連絡の際、電話やメール及び郵送で連絡を行うことがあります。保護者もしくは学生本人の情報（住所、固定電話番号、携帯電話番号等）に変更がある場合は、セントラルオフィス 2 番窓口（学生支援課）に速やかに「学生・連帯保証人情報変更届」を提出してください。

(5)懲戒に関する注意事項

本学の規則に違反した場合、学生の本分に反する行為を行った場合は、懲戒処分となります。次の事項に関しては、懲戒の対象になることがあるので、十分に注意するよう心掛けなければなりません。

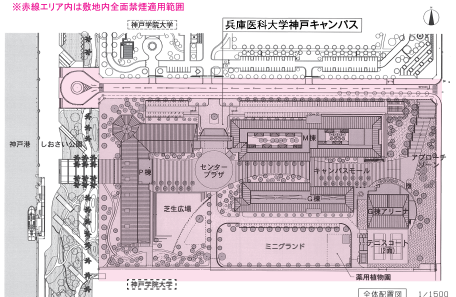
- ・試験中の不正行為（試験中に机上に指定以外のものを置く行為は、カンニングとみなされます。）
- ・再試験受験票の複写・偽装等の不正行為
- ・違法駐車（自動車による通学、ボートアイランド外からのバイク（原動機付自転車も含む）等による通学は全面禁止です。自転車等は指定された場所に駐輪すること。）
- ・禁煙ルール違反行為
- ・暴力行為（理由の如何は問わず）
- ・その他の非倫理的行為（いじめ、ハラスメント行為、ストーカー行為等）

(6)禁煙について

本学はスモークフリーキャンパスです。敷地内及び周辺道路を全面禁煙としています。また、隣接する大学も本学と同様に敷地内は禁煙です。禁煙ルール違反学生については、厳格に対処します。

兵庫医科大学神戸キャンパス 敷地内全面禁煙適用範囲地図

※赤線エリア内は敷地内全面禁煙適用範囲



タバコは環境を汚染し、また本人のみならず副流煙として周囲の人の健康をも害します。

あなたが喫煙者でなければ、安易な気持ちでタバコに手を出さないようにしましょう。喫煙を始めることは非常に簡単ですが、禁煙することはあなたが考えるよりも非常に難しいことです。

もしあなたが喫煙者であれば喫煙習慣そのものを止める努力が必要でしょう。医療専門職として、将来患者に禁煙を指導しなければならない立場になったとき、自身が喫煙者では説得力がありません。

(7)保健室の禁煙サポート

禁煙のお手伝いをします。禁煙したいと考えている学生は、是非ご利用ください。

取組内容：禁煙方法のアドバイス（禁煙パンフレット配付）、ニコチン依存度チェックの実施など。

(8)個人情報の取扱い

① 本学では、学部学生・大学院生・研究生・聴講生・受託生・科目等履修生（以下「学生」という。未成年の場合は、その法定代理人も学生本人とみなされます。）、卒業生・退学生・修了生（以下「卒業生等」という。）及びその保証人・父母・学費支弁者（以下「保護者等」という。）に関する個人情報を、教育・研究・福利厚生・生活指導・就職・進路指導、その他大学運営上特に必要な活動、及び保護者会・同窓会等の活動支援の目的においてのみ、適正かつ慎重に取扱います。

なお、入学試験に関する個人情報は別途取扱いを定めます。

② 本学における学生、卒業生等及び保護者等の個人情報については、個人情報保護に関する法規並びに「学生に関する個人情報の取扱いについて」に基づき、可能な限り厳重なセキュリティ対策を行います。

③ 本学が運用する電子情報システム開発及び事務処理等の委託先には、個人情報保護対策が適正に行われている業者を選択し、適正に監督します。

④ 本学が保有する個人情報の開示について、次のとおり取扱います。

ア. 学生に関する情報で、WEB 掲示等不特定多数が対象となるもの

以下の各種事務連絡を目的とし、学生氏名・学籍番号（以下「学生氏名等」という。）を、WEB 掲示等や本学内での閲覧可能な配布物等にて学内に限定して公開する場合があります。

学生呼び出し、履修登録確認、学生名簿、顔写真掲載学生名簿、各種選択科目配属先、科目別単位履修状況（合否判定も含む。）、定期試験受験無資格者、再試験対象者、健康診断結果票配布、遺失物返還、学生生活調査票配布、進級・卒業・修了者発表、就職・キャリア支援、貸出図書延滞者、各種奨学金採用・貸与、賞罰（表彰・懲戒内容も含む。）

イ. 教育指導上必要なもの

学生に関する学生氏名等・授業出欠状況・採点結果・成果物といった、教員が作成・収集する教育に必要な範囲での成績評価物を、WEB 掲示・学内掲示・口頭または学生に対する配布物で公開する場合があります。

また学生証発行時に使用した顔写真は試験や講義・実習等において教育指導上、個人を特定するために使用する場合があります。

⑤ 本学が保有する個人情報の目的外利用を行う場合や、次のア～ウに定める以外の第三者提供を行う場合には、あらかじめ本人の同意を得るものとします。

ア. 学生に関する情報で、学生氏名等とともに適宜当該保護者等に提供され

るもの

成績表、授業出欠表、定期試験受験無資格者通知、学籍異動通知、懲戒処分通知、延滞図書督促通知、学費等納付金額、学費等納付金未納金額、各種奨学金採用通知、各種奨学金返還通知

イ. 学生に関する情報で、申請や、実習施設との契約等に必要な範囲で特定第三者に提供されるもの

奨学金の申請、実習施設との契約、各種国家試験受験の申請、インターンシップ・見学等の申請、就職に関する説明会、採用試験の申請、各種資格試験、模擬試験等の申請

ウ. 法令に定めるもの

- ⑥ 本学の保有する個人情報に関する訂正は、本人の自署捺印のある書面により可能な限り速やかに行います。また、教員が保有する学生の個人情報に関しては、学生またはその保護者等及び卒業生等本人の請求によって、一定の手続に基づいて開示するものとします。

ただし、次に掲げる個人情報に関しては、非開示となる場合もありますのでご了承ください。

ア. 確定前の成績評価……教育指導上非開示となる場合があります。

イ. 成績の評価基準……教育指導上非開示となる場合があります。

ウ. 論文・レポート等……著作者本人の同意が必要です。ただし、教育指導上非開示となる場合があります。

- ⑦ 問い合わせ窓口

この取扱いに関するお問い合わせ窓口は、以下のとおりです。

セントラルオフィス 神戸教学課教務係
078-304-3008

2. 教育支援関係

(以下の情報以外の教育支援関係の詳細については「教務便覧」または「WEB 掲示」参照)

(1) 定期試験等の受験

定期試験や進級に関係する試験には、受験資格が設けられています。「兵庫医科大学薬学部・看護学部・リハビリテーション学部の教務に関する規程」に関しては各自で熟知しておいてください。特に次に該当する場合は試験が受けられなくなります。

- ・試験を受けようとする科目の出席時間数が、講義については授業実施時間数の3分の2に満たないとき、実験、実習については授業実施時間数の5分の4に満たないとき
- ・選択科目については、「兵庫医科大学薬学部・看護学部・リハビリテーション学部の教務に関する規程」第7条に規定する履修登録が完了していないとき
- ・再履修科目については、履修願(再履修願)を指定された期間に提出していないとき
- ・授業料等、学費の納入が完了していないとき
- ・休学または停学処分を現に受けているとき

また、本学で実施される全ての試験を受験する際には「受験心得」を熟読し、規則を厳守のうえ受験してください。

(2) 休講・補講、試験日程

休講・補講、試験日程等は、「教育・学生支援システム for WEB」より、各自確認してください。

(3) 欠席(病気、忌引、就職活動による欠席等)

① 病気による欠席

学校保健安全法に定める感染症に罹患した場合のみ、出席停止の措置が取られます。出席停止期間中の授業については、「兵庫医科大学薬学部・看護学部・リハビリテーション学部の教務に関する規程」第9条の「成績の評価を受ける資格」において定める授業実施時間数に含まないものとします。この場合は速やかに保健室に届け出てください。(P68 参照)

② 忌引による欠席

配偶者、父母または子(1親等)が死亡した場合は、死亡日から起算して連続7日(休日を含む)の範囲内の期間、祖父母、兄弟姉妹または孫(2親等)が死亡した場合は、死亡日から起算して連続3日(休日を含む)の範囲内の期間を忌引期間として取り扱い、当該期間中の授業については、「兵庫医科大学薬学部・看護学部・リハビリテーション学部の教務に関する規程」第9条の「成績の評価を受ける資格」において定める授業実施時間数に含まないものとします。死亡日が証明できる書類(死亡診断書の写し等)を添えて、速やかに忌引届をセントラルオフィス1番窓口(神戸教学課)に提出してください。

③ 就職活動による欠席

授業が就職活動(企業訪問、見学会、説明会、インターンシップ、採用試験等)と重なった場合、まずは先方に日時の変更をお願いしてみてください。変更が叶わず授業等を欠席する必要がある場合は、事前に必ず科目責任者に相談してください(原則、最終面接等の採用試験以外は欠席扱いになります)。欠席が認められた場合は、「就職試験受験証明書」をキャリアデザインセンターやWEBサイトから入手し、採用試験等の当日に就活先へ持参し、採用担当者に必要事項を記入、押印いただいて科目担当教員に提出してください。

(4) 試験の欠席

原則として当該科目の試験による評価を受けることができませんが、「兵庫医科大学薬学部・看護学部・リハビリテーション学部の教務に関する規程」第13条に規定

する試験の欠席のみ追試験を受けることができます。

ただし、その場合、該当者は当該科目の試験終了後1週間以内に必要書類を添付のうえ、「追試験願」をセントラルオフィス1番窓口（神戸教学課）へ提出することが必要ですので、提出期限には十分注意してください。

また、感染症罹患による出席停止や、忌引による欠席の場合も、追試験願の提出が必要です。

(5)交通機関の不通と暴風警報の発令に伴う授業と試験の取扱い

事故、ストライキ等により交通機関が不通となった場合、または暴風警報あるいは何らかの特別警報が発令された場合の授業の取扱いは次のとおりです。各自ニュース等で確認してください。

なお、学外実習、定期試験及び再試験については別途指示します。

■交通機関の不通（交通ストライキを含む）の場合

次のいずれかの場合が対象となり、休講となります。

- ・ポートライナーの全線が不通の場合
 - ・JR（姫路～京都間・宝塚～大阪間）、阪急（神戸線・宝塚線または京都線）、阪神本線（山陽電鉄・神戸高速鉄道区間を含む）のうち、2線以上が同時に不通の場合
- ただし、不通が解除された時間によって、次のとおり扱います。
- ・午前7時00分までに不通が解除された場合は、平常どおり第1時限目から授業を行います。
 - ・午前8時30分までに不通が解除された場合は、第2時限目から授業を行います。
 - ・午前11時00分までに不通が解除された場合は、午前中休講とし、第3時限目から授業を行います。
 - ・午前11時00分現在において不通の場合は、午後も休講とします。

■自然災害によって暴風警報または特別警報が発令された場合

- ① 自然災害等により暴風警報または特別警報が、「阪神」地域に発令された場合、休講となります。なお、警報が解除された時間帯によって、次のとおり扱います。
 - ・午前7時00分までに警報が解除された場合は、平常どおり第1時限目から授業を行います。
 - ・午前8時30分までに警報が解除された場合は、第2時限目から授業を行います。
 - ・午前11時00分までに警報が解除された場合は、午前中休講とし、第3時限目から授業を行います。
 - ・午前11時00分現在において警報発令中の場合は、午後も休講とします。
 - ・授業開始後に特別警報が発表された場合、直ちに休講とします。
- ② 学生の居住地に特別警報が発令され、かつ「阪神」地域への警報または特別警報が発令されていない場合は平常どおり授業を行います。その居住地から通学する学生については欠席扱いとしません。

(6)在学、成績、卒業見込証明書の発行について

各種証明書の交付を希望する場合は、セントラルオフィス前にある証明書発行機を利用してください。費用は500円です。学生証のスキャンが必要です。ただし、就職活動及び進学に必要な成績証明書や卒業見込証明書等は、無料発行が可能です。

(7)休学、復学、退学

休学、復学、退学は、当該指導教員またはセントラルオフィス1番窓口（神戸教学課）で相談してください。

3. 学生支援関係

(1) 学生・連帯保証人情報の変更

① 学生情報の変更

学生情報（氏名・住所・電話番号等）に変更があった場合、学生・連帯保証人情報変更届をセントラルオフィス2番窓口（学生支援課）に提出してください。

また、氏名の変更については戸籍抄本も併せて提出してください。

② 連帯保証人情報の変更

連帯保証人情報（住所・電話番号等）に変更があった場合、学生・連帯保証人情報変更届をセントラルオフィス2番窓口（学生支援課）に提出してください。

また、連帯保証人を変更する場合は、身元保証書も併せて提出してください。

(2) 通学証明書について

通学証明書は、自宅から大学までの通学区間を記載した証明書のことをいいます。通学区間とは、自宅（下宿などの現住所）最寄駅から大学が指定する最寄駅（本学の場合、ポートライナー「みなとじま」駅または神姫バス「ボーアイキャンパス」停留所）までを結ぶ最短経路をいいます。最短経路とは最も短時間で到着できる経路もしくは最も経済的な経路をいい、最短経路以外は通学区間として認められません。

例えば、アルバイト先を経由する経路、親の仕事先を経由する経路、親戚の家を経由する経路などは、最短経路とは言えないため、通学区間として認められません。

また、休学中は通学証明書を発行することはできません。

① 通学証明書の発行・通学定期券の購入

通学証明書は4月に発行します。発行後は、利用する交通機関の窓口に提示し、通学定期券を購入してください。

なお、通学証明書の発行には通学区間の届出が必要です。

② 通学証明書の再発行

以下の事由等により再発行が必要な場合は、通学証明書再発行願をセントラルオフィス2番窓口（学生支援課）まで提出してください。発行は土日祝日を除く翌日です。

ア. 通学証明書を紛失した

イ. 通学定期乗車券発行控を記載する欄がなくなった

ウ. 氏名を変更した（※学生・連帯保証人情報変更届を別途提出すること。）

エ. 住所を変更した（※学生・連帯保証人情報変更届を別途提出すること。）

オ. 通学経路を変更する

(3) 自動車・バイク・自転車通学について

ア. 自動車通学は禁止です。

イ. ポートアイランド外からのバイク（原動機付自転車も含む）による通学は禁止です。

ウ. 自転車で通学する場合、もしくはポートアイランド内の居住者がバイク（原動機付自転車も含む）で通学する場合は、事前にセントラルオフィス3番窓口（庶務課）に届け出て、本学指定の駐輪ステッカーの交付を受け、自転車もしくはバイクに貼り付ける必要があります。

また、駐輪ステッカーは、年度単位で更新手続が必要です。（通学以外の利用に関してはステッカーの発行はできません。）

なお、自転車通学の場合は「自転車保険証（写）」、バイク通学の場合は「自

賠償保険証（写）」の提出が必要となります。

エ. バイク、自転車は指定場所（正門裏 Mt.Wing 北側）に置き、それ以外の場所に置いてはいけません。

オ. 駐輪ステッカーの不正使用は学則違反になります。

(4)自転車保険加入について

兵庫県内で自転車を利用する場合は、条例により保険加入が義務化されました。保険にまだ加入していない場合は、自分に合った保険などを選択し加入するようにしてください。

※火災保険・自動車保険等に付帯している場合もあります。

(5)学割証について

学割証（学校学生生徒旅客運賃割引証）は、学生の自由な権利として使用することを前提としたものではなく、修学上の経済的負担を軽減し、学校教育の振興に寄与することを目的としたものです。JR各社（旅客鉄道会社）を利用して、以下理由で片道100kmを超えて旅行する際、普通旅客運賃が2割引で利用できます。（JRバス会社や他の鉄道会社等については、事前に各社の窓口を確認してください。）

＜使用目的＞

- ア. 正課教育 . . . 研究発表、学会発表、国試対策、実習など
- イ. 正課外教育活動 . . . クラブ活動に係る試合、合宿、発表会など
- ウ. 就職 / 受験 . . . 就職または進学のための受験など
- エ. 帰省 . . . 休暇、所用による帰省など
- オ. 見学 . . . 保護者を伴わない旅行、見学など
- カ. 保護者旅行同伴 . . . 家族旅行など
- キ. 傷病治療 . . . 傷病の治療、その他修学上支障となる問題の処理など

①学割証の発行

セントラルオフィス前に設置している証明書発行機で即日発行が可能です。発行費用は無料です。但し、学割証の有効期限は発行日から3ヵ月間となり、発行枚数は1人につき、年間10枚、1日4枚を限度とします。発行した学割証は使用の有無にかかわらず、年間使用枚数に加算され、紛失しても再発行はできません。

発行後は、利用する交通機関の窓口に出し、割引乗車券を購入してください。

②使用上の注意点

学割証は、発行した本人に限って使用できるもので、他人に譲渡し使用させることは不正行為となります。また、休学中や退学及び卒業等で学籍を失ったからの使用もできません。

(6)団体旅行割引の利用について

団体旅行割引を利用したい場合は、JR・旅行会社等で申込用紙を受け取り、セントラルオフィス2番窓口（学生支援課）に提出してください。

(7)奨学金制度

兵庫医科大学神戸キャンパスでは学生が大学生活をおくるにあたり、意欲的に学業に専念できるよう経済的なサポートを行うため、また在学中、不慮の災害や生計維持者の失業等により家計が急変した場合でも修学に支障をきたさないよう、次のような奨学金を取扱っています。

各種奨学金の募集については、WEB 掲示等でお知らせします。

奨学金の給付及び貸与には様々な条件があります。貸与型の奨学金については卒業後の返還が必要となり、その返還期間や返還方法も様々です。奨学金を受けることができるからといって無計画に貸与を受けてしまうと卒業後に長く

重い返還がやってくることとなり、卒業後の生活に大きな影響を与えます。

また、給付型の奨学金や返還免除型の奨学金においても卒業後の就職を条件としたり、特定の集会への参加が義務付けられたりと様々な条件が課されていることがあります。これらの条件を履行しない場合一括返還が必要となる等貸与型同様、生活や進路に大きな影響を与えるものも多くあります。

奨学金の貸与・給付を受けるにあたっては、その条件をよく確認し、保護者等と十分に相談した上で申込みを行うようにしてください。

①兵庫医科大学入学生・在学生特別奨学金【2021年度以前入学生対象】

本奨学金は、学費の免除を行うことにより、本学学生の学習意欲を高め、努力して優秀な成績を修めた学生を援助し、次代の医療をリードする人材の育成を目指すものです。

日々強い意欲を持ち、たゆまない努力を通じて学業に励んでください。

種類	入学生特別奨学金	在学生特別奨学金
対象	所定の入学試験成績上位者	前年度成績上位者
採用人数	薬学部 各学年6名以内 看護学部 各学年4名以内 リハビリテーション学部 理学療法学科 各学年2名以内 リハビリテーション学部 作業療法学科 各学年2名以内	
給付期間	1年間	
給付金額	薬学部 60万円 看護学部 50万円 リハビリテーション学部 理学療法学科 50万円 リハビリテーション学部 作業療法学科 50万円	
給付方法	後期学費の一部免除をもって、奨学金の給付とします。	
備考	候補者の決定は、本人宛に通知します。 兵庫医科大学病院奨学金及びささやま医療センター奨学金との併用は認められますが、兵庫医科大学給付奨学金との併用は認められません。	

②兵庫医科大学新入生支援奨学金制度【2022年度以降新入生対象】

対象	一般選抜前期 A 日程（スタンダード型）の成績上位者	
採用人数	薬学部 8位以内 看護学部 5位以内 リハビリテーション学部 理学療法学科 2位以内 リハビリテーション学部 作業療法学科 2位以内	
給付期間	1年間	
給付金額	薬学部 190万円 看護学部 165万円 リハビリテーション学部 理学療法学科 155万円 リハビリテーション学部 作業療法学科 155万円	
給付方法	初年度学費を全額免除します。	
備考	該当者には、合格通知書に合わせて奨学生候補者通知書を送付します。	

③兵庫医科大学在学学生支援奨学金制度【2022年度以降入学生対象】

対象	第2学年次以上
給付人数	薬学部 各学年5名以内 看護学部 各学年4名以内 リハビリテーション学部 理学療法学科 各学年2名以内 リハビリテーション学部 作業療法学科 各学年2名以内
給付期間	1年間（毎年申請可能）
給付金額	20万円
給付条件	〔経済状況〕申請者の所属する世帯の合計収入が、910万円未満であること 〔学業成績〕GPA3.1以上 〔その他〕以下のいずれかの活動に参加 ・プランディングサポーターズ ・新入生アドバイザー ・ピアサポート ・学生会、大学行事実行委員会、部会の執行部として活動

④兵庫医科大学給付奨学金【2021年度以前入学生対象】

対象	日本学生支援機構奨学金の併用貸与（第一種及び第二種）を受けているにもかかわらず、経済的理由により修学が困難であり、かつ申請年度に正規で進級し、前年度の成績が各学部各学年において上位概ね2分の1以内の者
給付人数	薬学部（第4学年次以上） 各学年4名以内 看護学部（第3学年次以上） 各学年3名以内 リハビリテーション学部（第3学年次以上） 各学年3名以内
給付期間	1年間
給付金額	36万円
備考	薬学部は第4学年次、看護学部及びリハビリテーション学部は第3学年次から申込が可能です。 兵庫医科大学病院奨学金及びささやま医療センター奨学金との併用は認められますが、入学生・在学生特別奨学金及び「高等教育の修学支援新制度」による修学支援との併用は認められません。

⑤兵庫医科大学病院奨学金（併済免除有）

(1)【2021年度以前の看護学部入学生対象】

対象	看護学部在学する学生で、卒業後、兵庫医科大学病院において、看護師または助産師の業務に従事する意思のある学生
採用人数	各学年40名以内
貸与期間	最大4年間（修学期間内）
貸与金額	40万円（1年間）
利息	無利息
貸与方法	学生本人名義の口座に当該年度分を一括振込（10月中旬）します。
併済免除	大学卒業後1年以内に看護師国家試験または助産師国家試験に合格し、兵庫医科大学病院において、看護師または助産師の業務に一定期間従事すると、併済免除となります。但し、就業期間により免除額は変動します。
備考	詳細は、5月の奨学金説明会で説明します。 説明会への参加が申込条件の一つとなります。 採用後は、毎年継続願の提出（3～4月）が必要です。 ※1年毎に審査を行います。継続願を提出しても、必ずしも引き続き貸与を受けることができないとは限りません。

※上記兵庫医科大学病院への就職には、採用試験に合格する必要があります。

(2) 【2022 年度以降の看護学部入学生対象】

対象	看護学部在学する学生で、卒業後、兵庫医科大学病院において、看護師または助産師の業務に従事する意思のある学生
採用人数	各学年 50 名以内
貸与期間	3、4 年次 ※最大 2 年間（修学期間内）
貸与金額	50 万円（1 年間）
利息	無利息
貸与方法	学生本人名義の口座に当該年度分を一括振込（10 月中旬）します。
返済免除	大学卒業後 1 年以内に看護師国家試験または助産師国家試験に合格し、兵庫医科大学病院において、看護師または助産師の業務に一定期間従事すると、返済免除となります。但し、就業期間により免除額は変動します。
備考	詳細は、奨学金説明会で説明します。 説明会への参加が申込条件の一つとなります。

※上記兵庫医科大学病院への就職には、採用試験に合格する必要があります。

(3) 【薬学部生対象】

対象	薬学部在学する学生で、卒業後、兵庫医科大学病院において、薬剤師の業務に従事する意思のある学生
採用人数	各学年 3 名以内
貸与期間	5、6 年次 ※最大 2 年間（修学期間内）
貸与金額	50 万円（1 年間）
利息	無利息
貸与方法	学生本人名義の口座に当該年度分を一括振込（6 月頃を予定）します。
返済免除	大学卒業後 1 年以内に薬剤師国家試験に合格し、兵庫医科大学病院において、薬剤師の業務に一定期間従事すると、返済免除となります。但し、就業期間により免除額は変動します。
備考	4 年次生に対して説明会を開催予定。

※上記兵庫医科大学病院への就職には、採用試験に合格する必要があります。

⑥ 兵庫医科大学ささやま医療センター奨学金（返済免除有）

対象	看護学部在学する学生で、卒業後、兵庫医科大学ささやま医療センター（兵庫医科大学ささやま老人保健施設を含む）において、看護師の業務に従事する意思のある学生
貸与人数	各学年 5 名
貸与期間	最大 4 年間（修学期間内）
貸与金額	50 万円（1 年間）
利息	無利息
貸与方法	学生本人名義の口座に当該年度分を一括振込（10 月中旬）します。
返済免除	大学卒業後 1 年以内に看護師国家試験に合格し、兵庫医科大学ささやま医療センター（兵庫医科大学ささやま老人保健施設を含む）において、看護師の業務に一定期間従事すると、返済免除となります。但し、就業期間により免除額は変動します。
備考	詳細は、奨学金説明会で説明します。 説明会への参加が申込条件の一つとなります。

※上記兵庫医科大学ささやま医療センターへの就職には、採用試験に合格する必要があります。

⑦日本学生支援機構奨学金（貸与）

種類	第一種奨学金	第二種奨学金
対象	経済的な理由により修学が困難である優れた学生	
採用人数	(2021 年度実績) 26 名	(2021 年度実績) 49 名
貸与期間	2022 年 4 月から卒業予定期まで	2022 年 4 月～9 月の間で希望する時期から卒業予定期まで
貸与金額	* 入学年度により異なります。 2017 年度以前の入学生 (自宅通学) 30,000 円、54,000 円 (自宅外通学) 30,000 円、54,000 円、64,000 円 2018 年度以降の入学生 (自宅通学) 20,000 円、30,000 円、40,000 円、54,000 円 (自宅外通学) 20,000 円、30,000 円、40,000 円、50,000 円、64,000 円	20,000 円、30,000 円、40,000 円、50,000 円、60,000 円、70,000 円、80,000 円、90,000 円、100,000 円、110,000 円、120,000 円 * 薬学部で貸与金額 12 万円を選択した場合に限り、希望により 2 万円の増額貸与を受けることができます。
利息	無利息	有利息
貸与方法	学生本人名義の口座に毎月振込 【初回振込 6 月予定】 初回振込時は、4 月以降の貸与分が一括振込となります。	

※予約採用について

2022 年度入学生で、高校在学中に日本学生支援機構奨学金を申し込み、「令和 4 年度大学等奨学生採用候補者」となっている者は、「進学届」の手続（インターネットによる送信）が必要です。「進学届」手続のためのパスワードを発行しますので、「大学等奨学生採用候補者決定通知」をセントラルオフィス 2 番窓口（学生支援課）に提出してください。

入学時特別増額貸与の候補者で、「申告書」の提出が必要な学生は、併せて「日本政策金融公庫の国の教育ローン借入申込書（お客様控え）のコピー」、「融資できない旨を記載した公庫発行の通知文のコピー」を提出してください。

※緊急・応急採用

本人の父母またはこれに代わって家計を支えている人が失業、破産、会社の倒産、病気、死亡等、または火災風水害等の家計の急変があった場合は、定期外採用にて随時募集を行っていますのでセントラルオフィス 2 番窓口（学生支援課）に相談してください。

※本奨学金の詳細は、日本学生支援機構奨学金ホームページで確認することができます。

日本学生支援機構 奨学金について
<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/>
 奨学金貸与・返還シミュレーション
<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/oyakudachi/document/simulation.html>

⑧「高等教育の修学支援新制度」による修学支援

対象	真に支援が必要な低所得世帯の者			
採用人数	要件を満たす者は全員採用			
支援期間	原則 2022 年 4 月から卒業予定期まで			
支援金額		給付奨学金（月額）		授業料減免（年額）
		自宅通学	自宅外通学	
	第Ⅰ区分	38,300 円（42,500 円）	75,800 円	
	第Ⅱ区分	25,600 円（28,400 円）	50,600 円	
備考	第Ⅲ区分	12,800 円（14,200 円）	25,300 円	233,400 円
	本制度は「授業料等減免」と「給付奨学金」の 2 つからなる制度です。兵庫医科大学給付奨学金との併用は認められません。			

- ・授業料減免について、実験実習費、施設設備費は減免対象外となります。
- ・世帯の経済状況により第Ⅰ～Ⅲ区分に分けられ、該当区分に応じた金額が支給・減免されます。
- ・カッコ内の金額は、生活保護を受けている生計維持者と同居している者及び児童養護施設から通学する者が対象となります。

※家計急変採用

本人の父母またはこれに代わって家計を支えている人が死亡、事故又は病気により半年以上就労が困難、失職した場合（非自発的失業）等は、事由発生から3か月以内であれば定期外採用にて募集を行っていますので、セントラルオフィス2番窓口（学生支援課）に相談してください。

- ※本制度の詳細は、文部科学省及び日本学生支援機構ホームページで確認することができます。

文部科学省 高等教育の修学支援新制度
<https://www.mext.go.jp/kyufu/index.htm>
 日本学生支援機構 奨学金の制度（給付型）
<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/kyufu/index.html>
 日本学生支援機構 進学資金シミュレーター
<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/oyakudachi/document/shogakukin-simulator.html>

⑨ 地方自治体、民間企業等が設立した民間育英団体等の奨学金

それぞれの地方自治体や育英団体に確認の上、申込みを行ってください。

その際に本学にて在学証明やその他手続が必要であれば、セントラルオフィス2番窓口（学生支援課）に相談してください。

⑩ 病院等による人材確保を目的とした貸与奨学金

それぞれの募集団体に確認の上、申込みを行ってください。なお、この奨学金は卒業後の進路に大きな影響を与えますので十分注意して申込みを行ってください。本学にて在学証明やその他手続が必要であれば、セントラルオフィス2番窓口（学生支援課）に相談してください。

⑪ 国の教育ローン（日本政策金融公庫）

入学金や授業料、教科書代、アパートの敷金・家賃等入学時や在学中に必要なとなる資金を融資する公的な制度として、日本政策金融公庫の「国の教育ローン」があります。

（教育一般貸付）

- ・融 資 額 学生・生徒一人当たり350万円以内
- ・利 子 年1.65%（固定）（2021年11月1日現在）
- ・返済期間 15年以内（在学期間での返済を据置きすることもできます。）
- ・返済方法 毎月元利均等払（ボーナス時増額返済も可能です。）
- ・利用資格 世帯の年間収入が990万円（事業所得者は790万円）以内の保護者（子供の人数3人の場合）

【問い合わせ先】

日本政策金融公庫 国民生活事業

<https://www.jfc.go.jp/>

教育ローンコールセンター：0570-00-8656（又は03-5321-8656）

※民間の教育ローンもあります。詳しくは各金融機関にてご相談ください。

(8) 学生保険

① 学生教育研究災害傷害保険制度

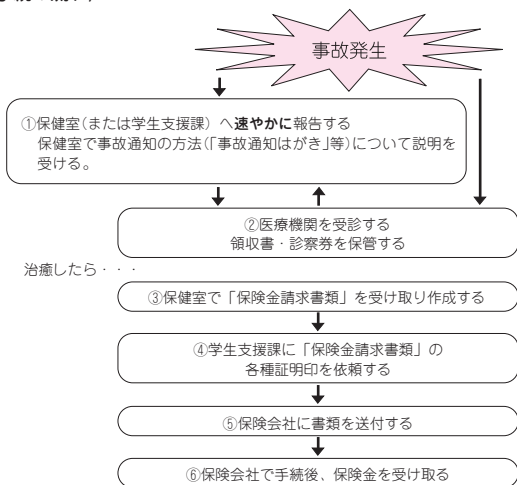
大学における学生の災害・傷害事故に対する補償制度として、学生教育研究災害傷害保険（略称「学研災」）があります。公益財団法人日本国際教育支援協会が業務を担当しており本学も入学時に全員がこれに加入（費用は大学が負担）しています。

この保険は、正課中及び学校行事中、学校施設内、課外活動中、または通学中に発生した不慮の災害事故に対して、医師の治療を受けた場合の医療保険金、または後遺障害保険金等が支給されます。事故発生の場合は速やかに保健室へ届け出てください。

※定められている治療日数に満たない場合はこの保険の対象となりません。

詳しくは「**学生教育研究災害傷害保険加入者のしおり**」（4月オリエンテーション時に配布）をお読みください。

〈手順の流れ〉



②学研災付帯賠償責任保険

学生が、正課、学校行事及びその往復途中で、他人にけがをさせたり、他人の財物を損壊したことにより被る法律上の損害賠償に対する補償制度として、学研災付帯賠償責任保険（略称「学研賠」）があります。学生教育研究災害傷害保険と同時に、入学時に全員がこれに加入（費用は大学が負担）しています。

(9)その他

①アドバイザーシステム

第1学年次の学生については、先輩となる第2・3学年次生が学生アドバイザーを担当します。学習面・生活面で困ったことがあれば、気軽に相談してみましょう。

②落し物・忘れ物・盗難

学内（講義室内等）において落し物、忘れ物をした場合には、セントラルオフィス3番窓口（庶務課）に申し出てください。私物は講義室内等に放置せず、自己責任で十分管理してください。ロッカールームにおいても、ロッカー外への

私物放置は、禁止しています。なお、学内で落し物、忘れ物を拾ったときは、セントラルオフィス3番窓口（庶務課）に届けてください。

学内において盗難事件が発生しています。各自の持ち物は、自己責任で十分管理してください。万が一、盗難に遭った場合には、セントラルオフィス2番窓口（学生支援課）に申し出てください。

落し物、忘れ物、盗難のいずれの場合も、セントラルオフィスの業務時間外は警備員室に申し出てください。

③アルバイトの紹介

アルバイトの斡旋は原則行っていないませんが、本学に関連のある病院、企業、公共団体等から依頼があった場合は、都度掲示にて募集を行います。

④住まい探し

住まいの紹介は行っていません。ただし、学校法人兵庫医科大学が100%出資して設立した株式会社エイチ・アイが、住まい斡旋業者と提携し、物件の紹介を行っています。

【問い合わせ先】

学校法人兵庫医科大学 事業法人

株式会社 エイチ・アイ

〒663-8501 兵庫県西宮市武庫川町1番1号

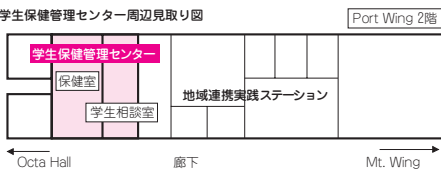
TEL 0798-45-6656

<https://www.hi-hyogo.com>

「学生の皆様へ」より最新の情報の検索が可能

4. 神戸キャンパス学生保健管理センター

学生保健管理センター周辺見取り図



学生保健管理センター（Port Wing（北館）2階）

学生相談室 078-304-3018

開室時間：平日（月・火・木・金）9：00～17：00
※一斉休暇（夏季・年末年始）、大学立ち入り禁止日、
土日祝日を除く

保健室 078-304-3019

開室時間：平日（月～金）
8：30～17：00
※一斉休暇（夏季・年末年始）、大学立ち入り禁止日、
土日祝日を除く

(1)学生相談室

本学では、学生が抱える様々な問題や悩みをともに考え、一人ひとりが楽しく充実した学生生活を送るための支援として、公認心理師と臨床心理士の資格を持つ相談員を配置しています。相談内容等プライバシーは厳守されますので、気軽に相談してください。

相談内容：精神・心理状態、人間関係、進路問題、コミュニケーションその他生活全般についての問題

※利用方法については学生相談室のパンフレット参照。

(2)保健室

保健室では、学校医と保健師が健康に関する支援をしています。

〈保健室で行っている支援〉

ア. 応急処置

急病・軽度の外傷等の応急処置を行います。必要に応じて医療機関を紹介します。

イ. 休養

体調が悪い時は、一時的にベッドで休養することができます。ベッドは3台あります。

ウ. 健康診断

全学生を対象に実施します。必ず毎年受診して自分の健康をチェックしましょう。

エ. 抗体検査、ワクチン接種

医療機関における学外実習のため、新入生を対象にワクチン接種と抗体検査の案内をしています。

- オ. 健康診断証明書・抗体検査証明書の発行
実習や就職関連に必要な健康診断証明書・抗体検査証明書の発行を行います。未受診者は発行できません。
※今年度の健康診断証明書を発行します。原則、前年度分は発行しません。
- カ. 学校感染症の対応
P68 (10) 感染症の対応と出席停止の手続きを参照してください。
- キ. 相談
心や体・禁煙の相談にいつでも応じます。相談の秘密は守られますので安心して相談してください。
- ク. 測定
保健室では身長、体重、血圧、体組成、視力等の測定ができます。
- ケ. アルコールパッチテスト
アルコールに対する体の反応を、約 20 分間で簡単に調べることができます。
- コ. 健康教室
学生の興味があるテーマを取り上げて健康教室を開催しています。開催前に WEB 掲示等でお知らせしますので是非参加してください。

(3) ワクチン接種について

・ワクチン接種実施の背景

医療専門職者になるための医療機関等における学外実習の際、ウイルス感染症に対する免疫が十分でないと実習できない場合があります。

したがって、本学では、学外実習の出席にあたり、学生を感染症から守るだけでなく、患者さんや医療関係者への感染源とならないように、麻疹（はしか）、風疹（三日はしか）、流行性耳下腺炎（おたふくかぜ・ムンプス）、水痘（みずぼうそう）ワクチン及び B 型肝炎ワクチンの接種を必要に応じ案内しています。

詳細は、新入生対象のワクチン接種説明会（5 月中旬予定）にて説明します。日程は別途掲示板等でお知らせします。

・その他

実習機関によっては、他の検査やワクチン接種を要望されることがあります。抗体検査、ワクチン接種等に関して、不明な点がございましたら、保健室へ連絡してください。

(4) 定期健康診断について

本学では 4 月に全学生対象の定期健康診断を実施しています。定期健康診断は学校保健安全法によって受診が義務づけられており、検査項目は身長・体重測定、視力測定、血圧測定、胸部 X 線撮影、内科検診です。新入生は追加項目があります。これらの検査結果は、実習先の病院等より提出を求められることがあり実習を受けるためにも必要となります。実習や就職試験で「健康診断証明書」が必要でも未受診の場合は発行できません。必ず学内の健診実施日に受診してください。

就職活動等の特別な事情で学内の健康診断を受診できなかった場合は、速やかに保健室に申し出てください。本学が指定する医療機関での個別受診について説明します。なお、個別受診は、6 月 30 日までに受診を済ませてください。7 月 1 日以降の個別受診は原則有料となります。健康診断は、健康管理のために大切ですので、必ず受診してください。

(5)基本的な感染予防対策

- ア. 石けんの手洗いやアルコール消毒を使用した手指衛生を行う。
- イ. 流行状況に応じてマスクを着用し、咳やくしゃみをする際のエチケットを守る。(やむを得ない事情でマスクを着用できない場合は、咳やくしゃみをする際は周囲の人から離れ、口や鼻をティッシュやタオル・ひじの内側で覆うなどの咳エチケットを徹底しましょう。)
- ウ. 免疫を高める。(バランスの取れた食事、十分な休養及び睡眠、適度な運動など)

(6)新型コロナウイルス感染症

コロナウイルスには、一般の風邪の原因となるウイルスや、「重症急性呼吸器症候群 (SARS)」や 2012 年以降発生している「中東呼吸器症候群 (MERS)」ウイルスがあり、現在流行しているのが「新型コロナウイルス (SARS-CoV2)」です。

①感染経路

- ア. 飛沫感染：感染した人が咳やくしゃみをする、口から出る飛沫（小さな水滴）に乗ってウイルスが放出されます。それが周囲の人の口や鼻から吸収されて感染します。飛沫は、咳をした人から 2m くらいまで届きます。強い感染力です。
- イ. 接触感染：感染した人の手にウイルスがつき、その手が触れたドアノブやスイッチ等に他の人が触れ、その手で口や鼻に触れることで感染する場合があります。ウイルスは時間がたてば壊れますが、付着する物の種類によっては 24 ～ 72 時間くらい感染する力をもつと言われています。
- ※室内など、お互いの距離が十分に確保できない状況で一定時間を過ごすときや、電車やバスのつり革、ドアノブ、エスカレーターの手すり、スイッチなど不特定多数の人が触れるものには特に注意をしましょう。

②症状と経過

発熱（平熱より明らかに高い体温もしくは 37.5℃以上）やのどの痛み、長引く咳（1 週間前後）、強いだるさ（倦怠感）が特徴です。その他、頭痛や筋肉痛及び関節痛、鼻づまり、寒気（悪寒）、吐き気・嘔吐、下痢、においや味の異常を訴えることもあります。また、若年層では特に、無症状であるにも関わらず検査で感染が発覚するケースもあります。

経過については、下記 QR コードより確認をしてください。



厚生労働省
新型コロナウイルス感染症について（参照 2022.1.18）

③予防

P64 (5) **基本的な感染予防対策**を実施したうえで

- ア. **3密（密閉・密集・密接）を回避する。**
- イ. **マスクなしでの会話をしない。（食事中など）**
- ウ. **部屋を換気し、室内の湿度を保つ。**

④早めの連絡、人にうつさない

ア. 以下の場合は**登校を控え、必ず保健室へ連絡**してください。

- a. 新型コロナウイルス感染症を疑う症状がある場合（②症状と経過参照）
- b. 新型コロナウイルス PCR 検査の実施が決まった場合
- c. PCR 検査結果待ちの者（同居者や友人等）と濃厚接触した場合
- d. 保健所より濃厚接触者と認められた場合
- e. 新型コロナウイルス感染症と診断された場合

※ e. の場合のみ、**保健室閉室時は代表（078-304-3000）**へ連絡してください。

イ. 感染を広げないように正しくマスクを着用する。

⑤新型コロナウイルス感染症と診断された時

- ア. 医師または保健所の指示に従う。
- イ. 家庭内での感染予防対策を徹底する。

(7)インフルエンザ

インフルエンザは、インフルエンザウイルスで起こる感染症です。例年 12 月～3 月頃に流行します。重症化することもあります。早期に対処することで重症化を防ぐことができます。また、感染経路を知ること、感染予防ができます。

①感染経路

- ア. 飛沫感染：感染した人のせきやくしゃみで生じる飛沫が周囲の人の口や鼻から吸収されて感染します。
- イ. 接触感染：感染した人の手にウイルスがつき、その手が触れたドアノブやスイッチ等に他の人が触れ、その手で口や鼻に触れることで感染する場合があります。

②症状と経過

症状は、突然の高熱（38.0℃以上）、せき、鼻水、のどの痛み、頭痛、全身倦怠感（だるさ）、筋肉痛、関節痛などです。これらの症状が前触れもなく突然現れるのが特徴です。潜伏期間は 1 日～5 日で、2 日前後が最も多いです。

また、発症してから 3～7 日間はウイルスを排出すると言われているため、他者に感染させないよう注意が必要です。

③予防

P64 (5) **基本的な感染予防対策**を実施したうえで

- ア. **人混みを避ける**：なるべく人混みへの外出を避け、やむを得ない時にはマスクを着用する。
- イ. **流行前の予防接種**：できるだけ予防接種を受けて、発症の可能性を減らして重症化を防ぐ。効果があらわれるまで約 2 週間かかるため、12 月中旬までには済ませておく。

ウ. 部屋を換気し、室内の湿度を保つ。

④受診のタイミング、人にうつさない

ア. 高熱等のインフルエンザを疑う症状が発症したら、発症から12時間以上経過した頃に受診をしましょう。また、治療薬の効果が十分に期待できるのは、発症から48時間以内です。受診が遅くなりすぎないように注意しましょう。

※発症から12時間を待たずに検査をした場合、正確な結果が出ない可能性があります。

イ. 感染を広げないようにマスクを着用し、治癒するまでは外出しない。

⑤インフルエンザと診断された時

ア. 医師の指示に従う。

イ. 原則、発症から5日を経過し、かつ、解熱した日を含めて3日を経過するまでは外出を控える。

ウ. 速やかに保健室へ電話連絡をする。(P68(10)感染症の対応と出席停止の手続き参照)

(8)感染性胃腸炎（ノロウイルス感染症等）

感染性胃腸炎は、ノロウイルス、ロタウイルス、腸管アデノウイルス等のウイルスや細菌（カンピロバクターやサルモネラ、腸管病原性大腸菌）等で起こる感染症です。1年を通して発生していますが、例年12月頃から流行し、冬に多いのはノロウイルス感染症です。ノロウイルスはカキやアサリなどの二枚貝に含まれています。感染経路を知って、感染を予防しましょう。

①感染経路

ア. 経口感染：病原菌の混入している飲食物などを摂取して感染します。

イ. 空気感染：便や吐物のウイルスが飛び散り乾燥して空中を漂い、口や鼻から吸入されて感染します。

ウ. 接触感染：感染した人の手にウイルスがつき、その手が触れたドアノブやスイッチ等に他の人が触れ、その手で口や鼻に触れることで感染する場合もあります。

②症状と経過

潜伏期間は1日～2日で、症状は吐き気、下痢、嘔吐、腹痛等です。ノロウイルス感染症に健康な成人がかかった場合、症状は1日～2日で消失し、比較的軽症です。

症状が軽くなっても1週間から1か月程度は便にウイルスが排泄され、他者へ感染させる可能性があるため注意が必要です。

③予防

P64(5)基本的な感染予防対策を実施したうえで

ア. 食べ物からの感染予防

生鮮食品の十分な洗浄と十分な加熱調理(85～90℃で90秒以上)を行う。

④受診のタイミング、人にうつさない

ア. 嘔吐や下痢に加え、発熱があり、水分が取れず脱水症状（尿量の減少、口渇、皮膚の乾燥等）がある場合は速やかに受診しましょう。

イ. 便や嘔吐物を処理した後やトイレの後、調理・食事の前には、流水と

石けんで十分に手を洗いましょう。

⑤ノロウイルス感染症と診断された時

ア. 医師の指示に従う。

イ. 速やかに保健室へ電話連絡をする。(P68 (10)感染症の対応と出席停止の手続き参照)

⑥便や吐物の処理方法と注意点

ア. 使い捨てのマスクと手袋、エプロンを着用し、次亜塩素酸ナトリウム(家庭用塩素系漂白剤：ハイター、ブリーチなど)を使用して消毒する。

イ. 感染した人の便や吐物には大量のウイルスが含まれるため、汚物が乾燥する前に速やかに、確実に処理する。

ウ. 処理をした後は、石けんを用いてしっかりと手洗いをする。

エ. 部屋を換気し、室内の湿度を保つ。

(9) STD, STI (性感染症)

性感染症 (STD : Sexually Transmitted Diseases, STI : Sexually Transmitted Infection) は、性器、泌尿器、肛門、口腔等の性的な接触感染で人から人へうつる感染症です。

性感染症には、性器クラミジア感染症、性器ヘルペスウイルス感染症、尖圭コンジローマ、梅毒及び淋菌感染症等があります。特に、梅毒にかかる人は増加しており、女性は 20 歳代、男性は 20 歳代から 40 歳代が多くなっています。

性感染症は、無症状であることも多く、かかっても症状が軽く気がつかないため、いつの間にか他の人へ感染が広がってしまう危険性があります。

また、女性がかかった場合には、胎児や新生児へ感染することもあります。

下記に注意して、性感染症の早期発見・早期治療と予防に努めましょう。

①チェック方法

症状として、性器のかゆみや痛み、イボや潰瘍、おりものの臭いや色・量の変化、排尿時の痛み、尿道からの膿の漏出、下腹部痛等があります。しかし、症状がほとんどあらわれない場合もあります。少しでも異常を感じたら、産婦人科または泌尿器科を受診しましょう。

②治療は 2 人で

性的な接触からうつる感染症なので、必ずパートナーと二人一緒に治療を行わなければ、またパートナーから再感染してしまうことになります。性感染症はパートナーと一緒に産婦人科・泌尿器科で治療することが大切です。治療中は、症状がなくなったからといって自己判断で治療を中断せず、医師の指示どおりきちんと通院しましょう。

③予防

コンドームは避妊具としてだけでなく、性感染症を予防する器具です。コンドームを正しく使い、望まない妊娠と性感染症を防ぎましょう。

感染の機会があったり、上記の症状があって不安な場合は、保健室に相談して下さい。その際、プライバシーは厳重に保護されますので、安心してください。



厚生労働省
性感染症（参照 2022.2.10）

(10)感染症の対応と出席停止の手続き

昨今、大学等の学校施設での感染症の集団発生等が問題となっています。

感染予防の観点から、以下の感染症の疑いがあるまたは感染症に罹患した学生に対して、大学は学校保健安全法に基づき、学生の出席を停止しています。

感染症の流行を防ぐため、感染症の疑いがある場合は必要に応じて医療機関へ事前連絡をしたうえで受診し、感染症と医師に診断された場合は速やかに保健室へ連絡してください。

第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（ベータコロナウイルス属 SARS コロナウイルス）、中東呼吸器症候群（ベータコロナウイルス属 MERS コロナウイルス）、特定鳥インフルエンザ、 新型コロナウイルス感染症
第2種	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く）、百日咳、麻疹（はしか）、流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）、風疹、水痘（みずぼうそう）、咽頭結膜熱、結核、髄膜炎菌性髄膜炎
第3種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症（ノロウイルス等による感染性胃腸炎、マイコプラズマ感染症など）

（学校保健安全法施行規則 第18条）

①第3種感染症について

学校医が病状により感染のおそれがないかを判断し、出席停止措置が適当かどうか決定します。従って、第3種感染症に罹患したとしても、必ず出席停止の対象となるということではありません。

②出席停止の期間

これらの感染症に罹患し、出席停止措置を受けた場合は、医師の診断により、治癒あるいは感染の恐れがないと認められるまで、大学に出てきてはいけません。登校許可日については感染症ごとに異なりますので、医師に確認するようにしてください。

③大学での手続き

これらの感染症と医師に診断された場合は、速やかに保健室へ連絡してください。

「診断書（原本）」・「感染症罹患届」を治癒後、最初の登校日に保健室へ提出してください。「感染症罹患届」を遅れて提出した場合、実習等の特別な事情が無い限り受け付けません。「感染症罹患届」は保健室にあります。

※開室時間外、夜間及び休日に診断された場合は、翌日以降の開室時間に保健室へ連絡してください。

※授業・試験に関することは、セントラルオフィス1番窓口（神戸教学課）に申し出てください。

※試験を欠席し、追試験の受験を希望する場合は、別途「追試験願」の提出が必要です。注意してください。

※学外実習中に感染症に罹患した場合

ア. 実習生本人が実習機関の現場指導者に報告し、実習機関の指示に従ってください。

イ. 実習生本人が実習担当教員に連絡し、実習機関の指示を報告してください。

ウ. 実習担当教員の指示で出席停止措置が必要な場合は、実習生本人が保健室へ速やかに連絡してください。

5. 就職支援関係

(1) キャリアデザインセンター紹介

キャリアデザインセンターでは、「1年次からキャリア形成をサポートし、学生の望ましい進路を実現する」ことを方針に、仕事研究セミナー、キャリアデザインガイダンス、職場見学、キャリアカウンセリング（個別相談）、兵庫医科大学病院・兵庫医科大学ささやま医療センター説明会等を学内で実施して進路支援を行っています。

学生生活を送る中で、今後の進路や就職のことでわからないことや不安なことがあればキャリアデザインセンターを利用しましょう。

センター内には以下のようなコーナーを設けています。

①個別相談コーナー

進路や就職に関わることで気になることがあれば、どんな些細なことでも気軽に相談することができます。

②資料コーナー

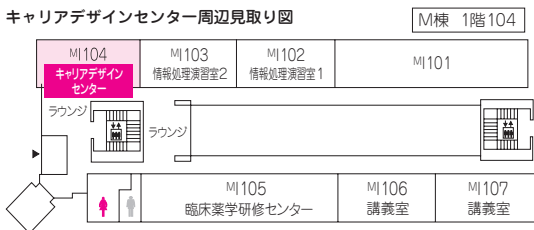
キャリアデザインや就職先の情報、就職活動についての様々な資料、雑誌、書籍が揃っています。自由に閲覧・貸し出しが可能ですので、積極的に利用しましょう。

③掲示板コーナー

就職セミナーや資格取得（登録販売者、公務員試験等）情報を掲示しています。

有益な情報はこまめに確認しましょう。

キャリアデザインセンター周辺見取り図



センターでは各種セミナー・ガイダンスを開催し、進路や就職に必要な情報をお届けしています。個別相談（キャリアカウンセリング）も随時受付けていますので、気軽に入室してください。

(2) キャリア形成支援

①仕事研究セミナー

様々な分野で活躍されている先輩に來学いただき、仕事を目指したきっかけや現在の仕事内容等を直接聞くことができます。

②病院・施設等職場見学

長期休暇等を利用して病院等施設に職場見学へ行くことができます。

③キャリアガイダンス

自分のキャリアデザインや職業選択の可能性を考えるガイダンスです。

④キャリアカウンセリング

「将来どうありたいのか」をアドバイザーと一緒に考えて行きましょう。

(3)就職支援

①兵庫医科大学病院・兵庫医科大学ささやま医療センター説明会

②「学校法人兵庫医科大学連携病院の会」合同病院説明会

③就活スタートアップ講座

就職活動を始めるにあたっての様々な準備がここから始まります。

④薬学部就職説明会

⑤薬学部企業説明会

⑥社会人スキルガイダンス（マナー対策講座）

⑦社会人スキルガイダンス（就活直前対策講座）

履歴書の書き方、面接、グループディスカッション等の対策講座です。

⑧公務員採用試験ガイダンス

採用状況、試験内容・対策のポイント等具体的な内容のガイダンスです。

⑨個別指導

模擬面接や履歴書添削など就職（試験）活動に必要な指導を個別に受けることができます。（予約制）

キャリアデザインセンター（Mt. Wing 1 階）

078-304-3100

開室時間：平日（月～金） 8:30～17:00

※一斉休暇（夏季・年末年始）、大学立ち入り禁止日、
土日祝日を除く

6. 危機管理

大学生活には、多くの危険が潜んでいます。危険に巻き込まれないため、次に挙げる項目について知っておくことが大切です。

(1) キャンパス内での震災対応

① 緊急地震速報の敷地内放送システムについて

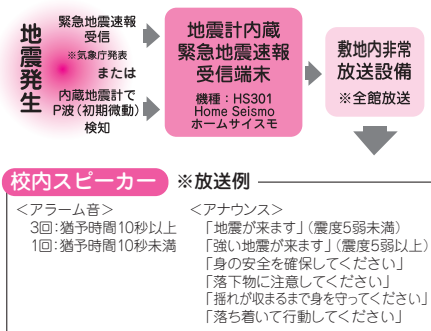
以下のシステム概要図のように「緊急地震速報」を受信して、自動的に全館放送する設備を導入しています。緊急地震速報を活用することにより、地震災害に対する迅速な初動対応を行い、学生、教職員及び来訪者の安全確保を図ることになります。

このシステムは地震が発生した時、始めに伝わる微小な震動をすばやく検知し、大きな揺れが来る前にいち早く警報を鳴らすものです。

・速報基準及び速報内容

気象庁から緊急地震速報が発表された場合、または受信端末の内蔵地震計が予測震度5弱以上のP波（初期微動）を検知した場合、その内容を迅速に伝えます。

・システム概要図



② 地震初期対応

【学生】 自らの身を守るため、素早く次のとおり対応してください。

- ・ 物品等の落下、転倒から身を守るため戸棚、ロッカー、窓、ガラスの近くから離れる。特に書架付近では、書架の倒壊及び書籍等の落下に備える。
- ・ 最寄りの机の下にもぐり、頭を保護し揺れに備える姿勢をとる。
- ・ ガス、電気機器のスイッチ等、火元の始末を速やかに行う。
- ・ ドアを開け、避難口を確保する。
- ・ その他については非常放送と教職員の指示に従う。

【教職員】 自らの身の安全を守ると同時に、学生、来訪者に対し以下のとおり指示、誘導します。

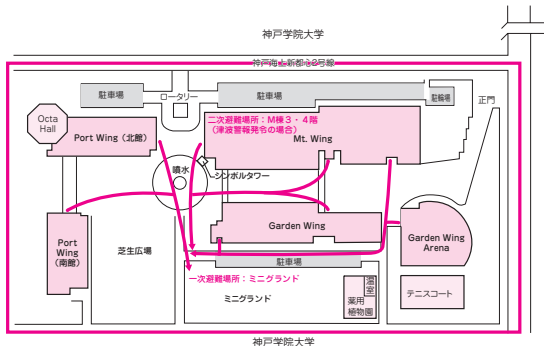
- ・物品等の落下、転倒から身を守るため戸棚、ロッカー、窓、ガラスの近くから離れるよう指示、誘導する。
- ・最寄りの机の下にもぐり、頭を保護し揺れに備える姿勢をとるように指示、誘導する。
- ・ガス、電気機器のスイッチ等、火元の始末を速やかに行う。
- ・ドアを開け、避難口を確保する。
- ・授業中に避難の必要が生じた場合、現場の状況を目視または非常放送等により状況を的確に把握した上で、一次避難場所へ誘導する。

③揺れが収まったら迅速に避難

- ・揺れが収まったら、非常放送や教職員の指示に従い、下図の一次避難場所へ速やかに避難する。
- ・教職員は、避難にあたっては、エレベーターは使用せず、出口や階段等に殺到することがないように呼びかける。特に身体の不自由な学生や来訪者については、まわりの学生に補助するよう指示する。
- ・その他、非常放送がある場合はその指示に従って避難する。
- ・エレベーターを利用している場合は、最寄りの階に停止させ、エレベーター停止後、速やかに機外に出て、揺れに備える姿勢をとる。揺れが収まったら、一次避難場所へ避難する。
- ・避難後は、災害対策本部の指示に従って、互いに助け合いながら冷静に行動する。
- ・津波警報以上が発令された場合は、災害対策本部の指示に従って、教職員の誘導により、二次避難場所へ避難する。

〈神戸キャンパス避難経路・避難場所〉

一次避難場所：ミニグラウンド、二次避難場所：M棟3・4階



※ 備蓄品

・非常食 (M309)、飲料水 (M305・M309)、毛布・簡易トイレ・ラジオ・懐中電灯 (M棟シンボルタワー4階)、救助工具 (セントラルオフィス)

※ 赤枠内非常放送エリア

④キャンパス外での震災対応

自らの身を守るため、素早く次のとおり対応してください。

- ・物品等の落下、転倒から身を守るため建造物、戸棚、ロッカー、窓、ガラスの近くから離れる。
- ・頭を保護し揺れに備える姿勢をとる。
- ・ガス、電気機器のスイッチ等、火元の始末を速やかに行う。
- ・ドアを開け、避難口を確保する。
- ・揺れが収まったら、近隣の人と助け合い速やかに広域避難場所に避難する。
- ・津波が予測されるときは、迅速に高台に避難する。特に地下街からすぐに脱出する。
- ・日頃から家族と話し合い、非常時に落ち合う場所を優先順位を付けて数か所決めておく。

(2)キャンパス内での火災対応

火災に対する初期対応は、大学内だけでなく、社会においても必要とされます。2020年の1年間に全国の学校で起きた火災の件数は111件¹にも上ります。

火事に遭遇した際、適切な対応ができるように、以下の手順を覚えておきましょう。



①通報

大声で「火事だ」と叫び、廊下に設置してある赤い非常ベルを押してください。周囲に伝えることで、すばやい初動が可能になります。

②初期消火

炎がまだ小さい場合や、近くに消火器がある場合は初期消火にあたってください。消火器は炎の火元に向けて使ってください。

③避難

初期消火で消火不能となった場合や、炎が天井まで到達している場合はすぐに館外に避難してください。

※防火扉が閉まっている場合は、押すか引けば、扉が開きます。

※エレベーターは使用せずに、階段で避難してください。

④待機

避難後は、安否確認の必要があるため、必ず学内の所定の場所に留まり教職員の指示に従ってください。許可を得ず勝手に帰宅したりすると、安否確認がとれずに捜索することになり、多くの人に迷惑がかかります。

(3)消防訓練、地震・津波避難訓練について

本学では、消防訓練と地震・津波避難訓練を年1回ずつ実施しています。

学生・教職員が協力して行いますので、積極的な姿勢で参加してください。

¹2020年10月15日付け 消防庁防災情報室発表資料より

(4) 安否確認システム

安否確認システムは、災害発生時や緊急時に、学生と教職員の全員に対し一斉に安否確認を依頼し、その報告を得ることで、安否状況を迅速かつ正確に把握するシステムです。

災害発生時には、各人に配布されている兵庫医科大学メールアドレス宛に安否確認メールが配信されますので、その内容に従って報告してください。

スマートフォンや従来型の携帯電話などにより、メールを確実に見ることができるよう、転送設定など各自の責任で行ってください。



【安否回答マニュアル】

受信したメールに記載の URL にアクセスし、自分の安否を報告します。
大学配布のメールに届きます。(xx@hyo-med.ac.jp)

1. 受信メールから回答ページへのアクセス

下図の様なメールが届きますので、中段に記載されている URL を選択し、安否報告用のウェブ画面にアクセスします。

差出人 安否確認システム <no-reply@jecc.jp>

件名 安否状況をお知らせください (Please report your safety situation.)

XXX XXX 様

地震が発生しました。

(An earthquake has occurred.)

以下のURLをクリックして、安否状況を報告してください。

(Please visit the following URL and report your safety situation.)

<https://anpic10.jecc.jp/uhis/report/?opt=pcZEjHh5Fse0&id=7163>

●上記URLにアクセスできない場合はこちらから↓

(If you are unable to access the above URL, please report your safety situation here.)

<http://anpic10.jecc.jp/uhis/report/?opt=pcZEjHh5Fse0&id=7163>

地震の詳細については以下の通りです。

■日時

2021/12/03 09:28

■震源地

紀伊水道 震度5弱

■各地の震度

【震度5弱】

和歌山県

【震度4】

三重県 兵庫県 徳島県 香川県

【震度3】

大阪府 奈良県 岡山県 広島県 愛媛県 高知県

【震度2】

福井県 愛知県 滋賀県 京都府 鳥取県 島根県 山口県

【震度1】

石川県 長野県 岐阜県 静岡県 大分県

2. 安否報告

下図の氏名を確認し、安否、現在地を選択、必要あればコメントを記載し、末尾のボタンから安否状況を報告します。

≡

安否報告

☒ 日本語 ☐ English

氏名

兵庫 太郎

本人の安否 必須

☐ 無事

☐ 軽傷

☐ 重傷

☐ コメント欄へ

現在地 必須

☐ 自宅

☐ 学内

☐ 帰省先

☐ 実習先

☐ コメント欄へ

コメント

状況の詳細や連絡先など

200字以内、改行は1文字扱い

※ 記入した安否状況はあなたの最新安否状況として登録されます。

安否状況を報告する

本人の安否

選択肢：無事、軽傷、重傷、
コメント欄へ

現在地

選択肢：自宅、学内、
帰省先、実習先、
コメント欄へ

コメント

連絡事項があれば、記入
してください。

3. 注意事項

報告は、何度も登録し情報を更新可能です。最後に登録された情報が大学に報告されます。また、携帯電話へメールを転送する場合には次の点に注意ください。

- ・大学配布のメールアドレスから携帯に転送設定したか。
- ・携帯電話で携帯以外からのメールを受信許可したか。

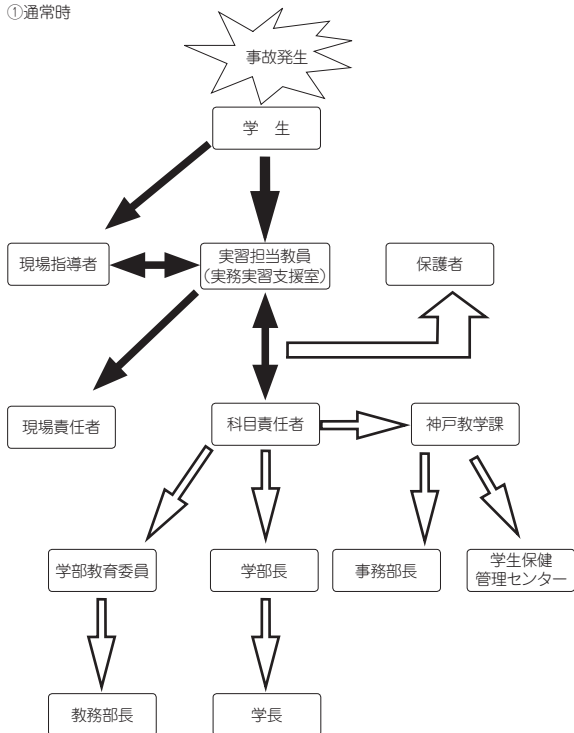
(5) 実習時の事故対応

実習時に事故が発生した場合には、次のフローに基づき行動してください。

薬学部

学外実習中における事故報告

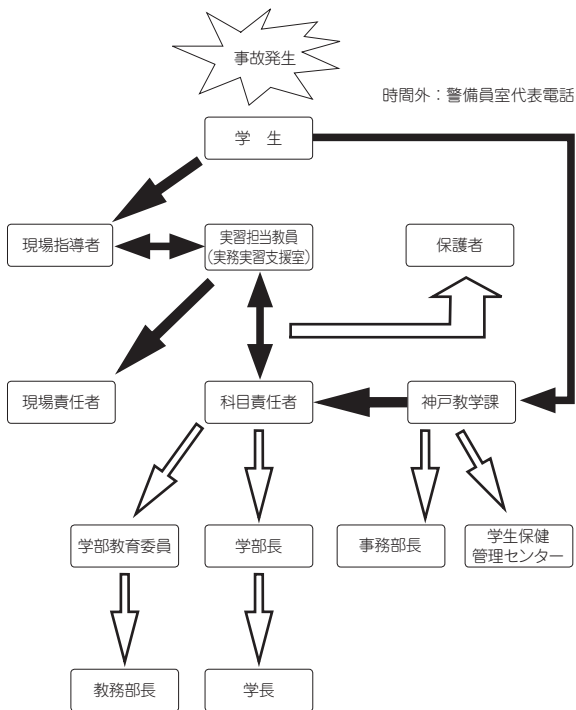
① 通常時



 速やかな報告が必要
  事故の内容や状況によって判断

※ 詳細は、現場指導者の指示を仰ぐこと。

②実習担当教員と連絡が取れない場合



 速やかな報告が必要
  事故の内容や状況によって判断

※ 詳細は、現場指導者の指示を仰ぐこと。

看護学臨床実習中に遭遇すると想定される事故の防止と対応

実習中には、以下の事故が想定される。

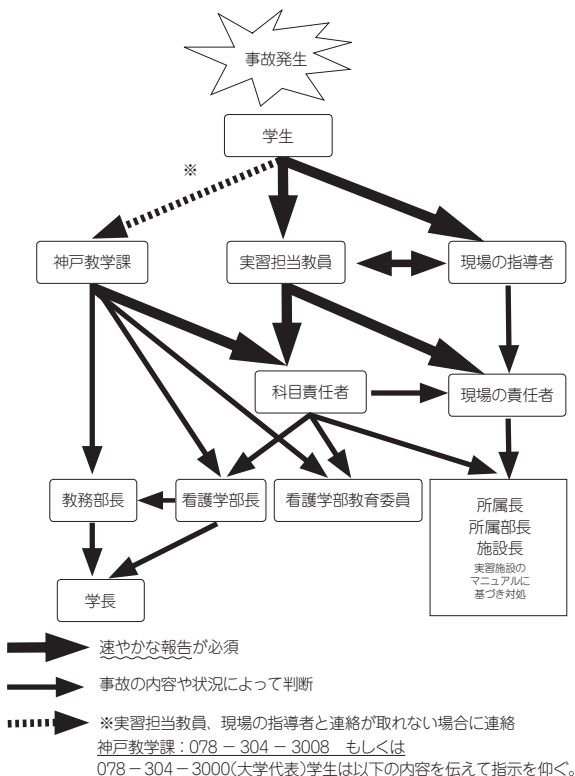
実習中に起こりうる事故

事 故	定 義・内 容
交通事故	通学途上、実習中の移動、実習先の車両（公用車等）に同乗したときの交通事故。
物品破損・損壊事故	故意または過失の有無を問わず、実習施設や患者の所有財産に損害を与えた事故。
医療事故	医療従事者が行う業務上の事故の内、過失が存在するものと不可抗力（偶然）によるものの両方を含む。 ヒヤリハット（インシデント）：思いがけない出来事「偶発事象」で、これに対して適切な処理が行われないと事故になる可能性のある事象。 医療事故（アクシデント）：インシデントに気付かず、適切な処置が行われず発生した障害。
職業感染	職業暴露（職員の業務の結果生じうることが十分に予測される血液あるいは、潜在的感染症を有する他の物質との皮膚、眼、粘膜への接触、あるいは非経口での接触）により獲得した感染。（Occupational Safety and Health Administration. 定義）
個人情報流出・漏洩	個人情報（記録やメモあるいは口頭で、保護されるべき場所から他に漏れること） 医学的判断を伴う情報を開示、公の場所での会話、記録類（電子媒体も含む）の紛失・盗難、メモの紛失・盗難など。
暴力 （ハラスメント、その他）	身体的暴力、精神的暴力（言葉の暴力、いじめ、セクシュアルハラスメント、その他いやがらせ）をいう。 身体的暴力：他の人や集団に対して身体的な力を使って身体的、性的、あるいは精神的な危害を及ぼすもの。例えば、殴る、蹴る、叩く、突く、撃つ、押す、噛む、つねる等の行為。 言葉の暴力：個人の尊厳や価値を言葉によって傷つけたり、おとしめたり、敬意の欠如を示す行為。 セクシュアルハラスメント：意に添わない性的誘いかけや好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為。 （日本看護協会「保健医療施設における暴力対策指針－看護職のために－」より抜粋）

【実習中における事故への対応】

事故の発生時の報告経路

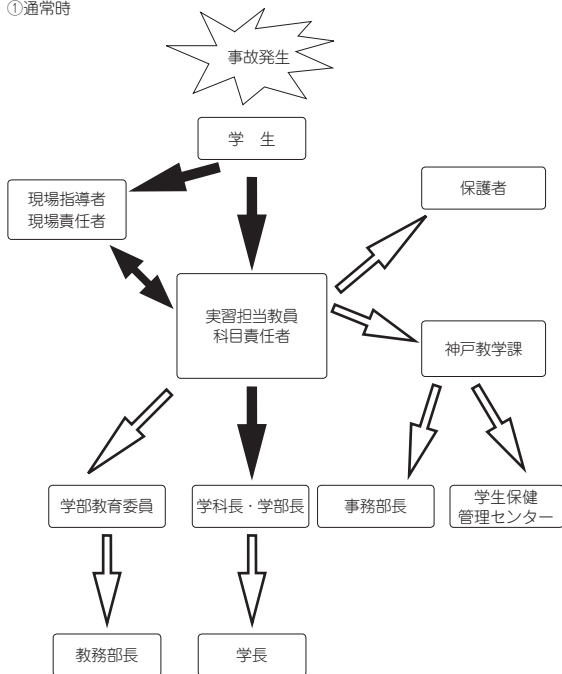
実習中に事故が発生した場合は、以下の図に従って速やかに報告してください。



1. 所属（看護学部・学年・氏名）
2. 実習科目名
3. 実習施設名（病院・病棟・施設名等）
4. 科目責任者名・担当教員名
5. 事故の状況

学外実習中における事故報告

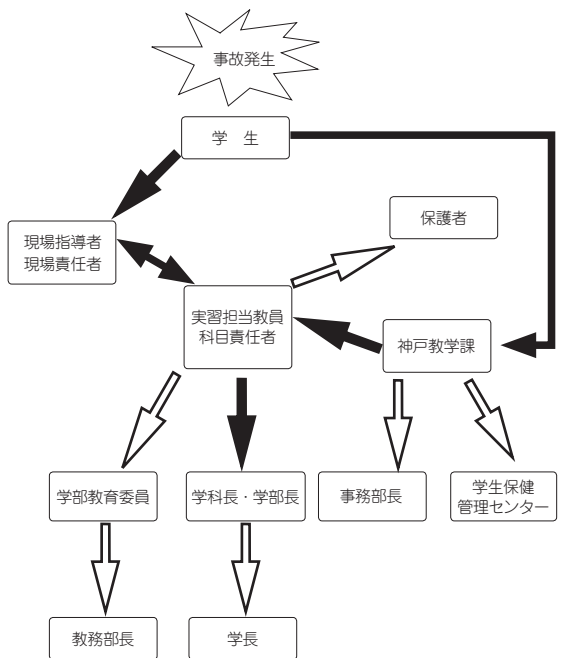
①通常時



 速やかな報告が必要
  事故の内容や状況によって判断

※ 詳細は、現場指導者の指示を仰ぐこと。

②実習担当教員と連絡が取れない場合



 速やかな報告が必要
  事故の内容や状況によって判断

※ 詳細は、現場指導者の指示を仰ぐこと。

(6)悪質商法・消費者トラブル

入学シーズンになると全国的に多発するのが悪質商法です。言葉巧みに接してきますので、十分注意してください。特に近年、大学生を狙った、語学教育や就職活動等に関する事例が多く報告されています。大学や就職説明会会場から出てきたところを呼び止め、アンケートを装って個人情報を入力し、個室で長時間にわたり契約を迫るケースがありました。その他の契約等をめぐるトラブルにも注意しましょう。

令和4年4月1日から18歳で成年となり、親の同意なしに様々な契約が一人でできるようになる一方で、未成年者取消しはできなくなるなど保護されなくなります。18歳、19歳はこれまで以上に様々な勧誘のターゲットになる危険性があります。

未然に防ぐことが重要ですが、万が一これらの被害にあった場合には学生相談室、セントラルオフィス2番窓口（学生支援課）もしくは居住地の公的機関である消費生活センターに相談してください。

消費者ホットライン	TEL.188 番 *お近くの消費生活センターにつながります。
兵庫県立消費生活総合センター	TEL. 078-303-0999
神戸市消費生活センター	TEL. 078-371-1221
国民生活センター	https://www.kokusen.go.jp

①ワンクリック詐欺

無料アダルトサイトにアクセスし、年齢確認ボタンをクリックすると、一方的に登録され高額な料金を請求されます。パソコンの電源を入れなおしても請求画面が消えないことがあります。そもそも契約は成立していません。安易に支払わないようにしましょう。相手に連絡したり、個人情報を伝えてはいけません。芸能人情報・アニメ・占いサイト等を利用中にも同様の被害が多発しています。

②キャッチセールス

駅前等で「アンケートに協力してください」等と声を掛けられ、強引にお店に連れて行かれ高額な契約をさせられます。(化粧品、エステ、アクセサリなど)

③アポイントメントセールス

電話等で「あなたが**に選ばれました(当選しました)**まで来てください」等と誘われ、出向くと、高額な商品等を強引に勧誘されます。(アクセサリ、特別サービス会員権など)

④デート(恋人)商法

異性から恋愛感情を巧みに利用され、高額なアクセサリ等の商品を契約させられる商法です。

⑤資格商法

「就職に役立つ、資格を取得すれば仕事を紹介する」等、資格取得講座の受講を勧める強引な勧誘で教材や講座の契約をさせようとしています。

⑥マルチ商法

販売組織の加入者が、新規加入者を誘い、その加入者がさらに別の加入者を誘引することで組織を拡大して行う商品・サービスの取引です。新規加入者の支払う加入料や、商品購入代金等によって自分の利益が得られると勧誘します。ネットワークビジネス等と説明する場合もあります。

⑦語学教室等の長期にわたるサービス

外国語会話教室等のように長期間、継続的にサービスを受ける契約は、実際に受けてみないと十分な効果があるかどうか、自分にあっているかどうかの判断が難しいものですから、最初から長期間にわたる契約は避けましょう。特定商取引法では、いわゆる「エステティック」「語学教室」「家庭教師」「学習塾」「パソコン教室」「結婚相手紹介サービス」「一部の美容医療」の7業種について、一定の条件のもとでクーリング・オフや中途解約の法制度があります。

⑧ネット通販トラブル

時間に関係なく気軽にショッピングが楽しめるネット通販ですが、通信販売はクーリング・オフができません。広告に明記されている返品特約（「10日以内は返品できます」や「返品はご容赦ください」等）に従います。

ホームページやSNS等の広告を見て、商品を通常価格より安い価格で購入したところ、実際は数回にわたり継続して購入する定期購入契約だったというトラブルが急増しています。

お試し価格で広告しているときは、次回以降定価での定期購入が条件にならないかよく確かめて購入しましょう。（特に化粧品や健康食品が増えています）

⑨情報商材のトラブル

「簡単な動画投稿だけでももうかる方法」などといったお金もうけのノウハウと称して、ネット上で売買される情報商材のトラブルが増えています。高額なサポート料を請求されることもあるので、安易に信用しないようにしましょう。

（クーリング・オフ制度）

●クーリング・オフとは

訪問販売など法律で決められた取引について、一定期間内（契約書面等を受領した日を含め8日間、マルチ・内職商法は20日間）であれば、消費者が無条件で契約を解除できる制度です。

●クーリング・オフすると

- ・契約ははじめからなかったことになります。
- ・受け取った商品は事業者負担で返品し、支払ったお金は返してもらえます。
- ・サービスを受けていた場合でも対価を支払う必要はありません。
- ・損害賠償や違約金も請求されません。

●クーリング・オフするには

- ・契約解除通知書（はがき）で通知します。（期間内にはがきを出せば、有効です）
- ・はがきの両面をコピーし、特定記録郵便か簡易書留で送ります。
- ・はがきのコピーは、郵便局発行の受領証と一緒に保管します。
- ・クレジットカードを利用した場合は、クレジットカード会社と販売会社に同時に通知します。

●クーリング・オフ期間を過ぎてもあきらめないで、先に提示している消費生活センター窓口にご相談してください。

(7)多重債務問題

多重債務とは、複数の借入先から返済能力を超えて借金している状態をいいます。多重債務に陥る原因は様々ですが、その一因にクレジットカードでの買い物のし過ぎが挙げられます。クレジットカードを使う際は、その仕組みをよく理解し、慎重に利

用するようにしましょう。

(8)ハラスメントの防止

本学は、学生・教職員の利益の保護及びキャンパスの快適な環境づくりを目指しています。ハラスメントの防止及び排除、並びにハラスメントに起因する問題が生じた場合には、学生は学生相談室にて相談してください。詳細については「学校法人兵庫医科大学 ハラスメント防止等に関する規程」を参照してください。

①ハラスメント

ハラスメントとは、人としての尊厳を侵害する行為で、以下のようなものがあります。

ア. セクシュアル・ハラスメント

本人が意図する、しないにかかわらず、受け手が不快と感じるような性的言動はセクシュアル・ハラスメントになり得ます。

イ. アカデミック・ハラスメント

「アカデミック・ハラスメント」とは、教員が教育・研究上の権力を不当に利用し、他の教員や学生に対して行う教育・研究機関に関わるパワー・ハラスメントのことです。

ウ. パワー・ハラスメント

「パワー・ハラスメント」とは、職場において行われる①優越的な関係を背景とした言動であって、②業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、③教職員等の就業環境を害するものであり、①から③までの要素を全て満たすものをいいます。

エ. その他のハラスメント

その他のハラスメントの例として、アルコール・ハラスメント（無理に飲酒を強要する言動）、ジェンダー・ハラスメント（性に関する固定観念による差別的言動）、妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメント（妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関する差別的言動）等があります。特に、一気飲みの強要は、急性アルコール中毒の原因にもなる危険な行為です。場合によっては死に至ることもあり、法的責任を問われることもあります。

②発生する関係

「教職員から学生」、「学生から教職員」、「学生から学生」等様々な様態があります。さらに、「男性から女性」だけでなく「女性から男性」、また「同性間」にも生じます。

③教職員・学生の認識

教職員・学生は、ハラスメントを行わないように注意しなければなりません。本学において活動する全ての人が個人として尊重され、快適な環境の中で学習・教育研究・労働する権利を保障されなければなりません。このことを教職員・学生は十分に認識しなければなりません。

④被害の訴えや相談

学生は、被害の訴えや救済の申し立てに対して、教職員または学生相談室で相談することができます。その際の被害の訴えや相談にあたってのプライバシーは保護されます。

(9)危険ドラッグ等の薬物乱用防止について

昨今、大学生が危険ドラッグや大麻等の使用、所持により逮捕される事例が頻繁に報道されました。

危険ドラッグ、大麻をはじめ薬物の使用はそれを使用した人の心身に多大なる

影響を及ぼすだけでなく、それを所持するだけでも、法的にも重大な厳罰を伴い、家族や友人関係をも破壊してしまうものです。

また、危険ドラッグや大麻等の薬物使用者、その経歴があるものについては、法律により、薬剤師、看護師・保健師・助産師、理学療法士、作業療法士の免許が与えられないことがあります。

薬物使用者は興味本位や友人の誘い等軽い気持ちで薬物に手を出し、薬物依存症になってしまう事例が多数挙げられています。

強い意志を持ち、薬物に手を出さないよう十分心掛けて行動するようにしてください。

(10) 飲酒に関する諸注意について

本学における飲酒に関するルールは、次のとおりです。

【飲酒に関するルール】

学内の教育施設及び研究施設における飲酒は、全面禁止とする。

ただし、次の厚生施設を使用するときには、申込書を提出し、教職員が同席することにより飲酒を許可することとする。

- ・ 本学のバーベキュー施設を、本学の教職員がバーベキュー備品使用申込書を提出し、使用する時
- ・ 本学のレストランを、本学の教職員がレストラン使用申込書を提出し、使用する時

【飲酒時の注意事項】

- ・ 20 歳未満の者は飲酒しない、20 歳未満の者に飲酒をさせない。
- ・ 行事を実施するときには、年齢確認を行い、20 歳未満の者が判別できるようにする。
- ・ 一気飲みをしない、させない。
- ・ 飲酒の強要をしない。
- ・ 自分の適量を知っておく。
- ・ 空腹時には飲酒しない。
- ・ 体調に注意する。

① アルコールについて

- ・ アルコールの作用

アルコールは、胃や小腸から吸収され血液に入り、循環されて脳に到達します。脳に到達したアルコールは、神経細胞に作用し麻痺させ、その結果、酔った状態になります。

- ・ からだに与える影響

大量のアルコールを長期間飲み続けていると、消化管で潰瘍になったり、癌の発生率が高くなります。また、アルコールを代謝する肝臓の負担も大きく、肝硬変により死亡することもあります。

- ・ 急性アルコール中毒

大量のアルコールを急速に飲んだ時に起こり、気分が悪くなるだけでなく、中枢神経の麻痺が進み、呼吸や心臓の働きが抑制され死亡することがあります。

② 20 歳未満の者の飲酒について

20 歳未満の者の飲酒は、心身の発達を害する恐れがあるため、20 歳未満の者の飲酒禁止法で禁じられています。

- ・脳の神経細胞を破壊します。

アルコールを大量に長い年月飲み過ぎると脳が縮んできます。特に脳が未完成の20歳未満の者では起こりやすいのです。そのため学校生活への不適応、学業不振などにつながります。

- ・20歳未満の者はアルコールを分解する酵素の働きが未発達です。

過度の飲酒をした場合、急性アルコール中毒になる危険性が大人に比べ高くなります。

- ・アルコール依存症になりやすくなります。

20歳未満の者は心身が未発達なため適度な飲酒をするという判断力もなく、自己規制がききません。

20歳未満のときから飲酒すると次第に飲酒量が増え、飲まないと落ち着かなくなってきました。そして大量のお酒を毎日飲むようになり、アルコール依存症になってしまいます。

- ・将来の可能性を奪ってしまうことがあります。

お酒の酔いは他の楽しみ方を学ぶ意欲をなくします。

③ 飲酒運転

お酒を飲むと、視力、判断力、集中力が低下し、正常な運転ができなくなります。飲酒運転は、道路交通法で禁止されています。

自転車も飲酒運転の対象となるので、飲酒した場合は運転しないでください。

④ 応急措置について

- ・意識がない場合（昏睡状態、反応がない）は、救急車119番を手配する。
- ・一人にせず、誰かが必ず付き添う。
- ・横向きに寝かせる。
- ・ベルトなど体を締め付けているものを外す。
- ・自分で吐けない場合は、無理に吐かせない。
- ・時々バイタルサイン（呼吸、脈拍）を確認する。
- ・体温が下がらないように毛布や上着をかける。
- ・症状が落ち着いたら、水、お茶、スポーツドリンクなどの水分を補給する。

「酔い」のメカニズム4段階

ほろ酔い	酩酊	泥酔	昏睡→死
気持ちがほぐれる	足元がふらつく	酔いつぶれる	何をしても起きない
アルコールの作用で大脳新皮質がマヒし理性の抑制がはずれる。気分がリラックスしている。酔っていないかと思いがちだが、この段階でも運転は犯罪。脳のマヒは既に始まっている。	大脳辺縁系にマヒが及んで「酔っぱらい」状態になる。同じ話を繰り返す、隣の人にかからむ、ロレツが回らない、足元がふらつくなどの症状が出たら飲酒はストップ。周りも止めてください。	大脳全体にマヒが広がり、脳幹や脊髄にも及び始める。ぐったり「酔いつぶれた」状態。吐いたものを気管に詰まらせて窒息する危険がある。絶対に一人にはしめない。誰かが付き添って病院に連れて行くこと。	ついにマヒが脳幹・脊髄から呼吸中枢のある延髄にいたる。ここがやられてしまうと、あとは死のみ。叩いても、つねっても反応がなければ、生死に関わる深刻な事態。すぐに救急車を呼ぶこと。


 ここから急性アルコール中毒の段階。
 泥酔と昏睡は紙一重です。
 一番多いのは窒息死です。

⑤アルハラについて

アルハラとはアルコール・ハラスメントの略称であり、飲酒にまつわる人権侵害のことをいいます。飲酒の強要、イッキ飲ませ、意図的な酔いつぶし、飲めない人への配慮不足、酔ったうえでの迷惑行為は、アルハラになります。

参考文献(社)アルコール健康医学協会

(11)交通ルール、飲酒運転防止について

毎年多くの方が交通事故で亡くなったり負傷されています。特に免許を取得したばかりの若い人たちの交通事故が多いことは事実です。免許を取得するのは良いのですが、学生として特に交通事故や交通違反には十分気をつけてください。

駐車違反やスピード違反等、法令に違反する行為は、厳に慎まなければなりません。

また、最近、飲酒運転による痛ましい交通事故も数多く報道されており、飲酒運転に対する取締まりが強化されています。

万が一、飲酒運転による交通事故を起こした場合、法的制裁が伴うだけでなく、被害者とその家族、加害者家族も含めて、大きな社会的責任、補償を負うことになります。

飲酒運転の対象となる車両については、自動車、自動二輪車、原動機付自転車だけでなく、自転車も含まれます。

以下のことに注意して、安全運転を心掛けるようにしてください。

- ・飲んだら絶対に運転しない。
- ・飲んだ人には運転させない、同乗しない。
- ・運転する人にお酒を勧めない、出さない。
- ・飲んだ人に車を貸さない。

(12)海外へ渡航するにあたって

本学では、渡航先で災害・事件・事故等があった場合に学生の安否確認をするためや、海外渡航から帰国した後の感染症発生時に備え、どのような目的であっても海外に渡航する際には事前に「海外渡航届」を提出することを義務づけています。なお、「海外渡航届」はセントラルオフィス 2 番窓口(学生支援課)で配付します。

海外渡航の際は、保護者に所在と連絡先を必ず伝えておくとともに、事前に学生支援課に「海外渡航届」を提出してください。

なお、帰国後3週間は体調を確認し、発熱(37.5℃以上を目安)等、体調不良の症状があった場合には、**速やかに**保健室*に連絡してください。

*保健室: TEL 078-304-3019

(開室時間 平日(月～金) 8:30～17:00)

※開室時間外、夜間及び休日は、ご自身がお住まいの最寄りの保健所に相談してください。

海外渡航の際は、安全確保に細心の注意を払い、大きな災害やテロなどが発生している危険地域や、重篤な感染症が発生している地域への不要不急の渡航は見合わせるなど、外務省海外安全ホームページ等から最新情報を入手し、適切な対応をしてください。

(13)その他

①実家を離れて生活する場合

下宿生活を始める学生は、次のようなことに気をつけましょう。

- ・保護者と定期的に連絡をとる。緊急連絡先を決めておく。
- ・困ったことがあれば、まず大学に相談する。
- ・自己管理の徹底を心がける。
- ・盗難や火元の管理に関する注意を徹底する。
- ・旅行等で下宿を離れる時は、所在を保護者に必ず伝えておく。
- ・自分の健康保険証、体温計を手元に持っておく。

②携帯電話（スマートフォンを含む）・メール・ソーシャルメディア利用の注意

近年、携帯電話等に関して様々なトラブルが生じています。

ア. マナーについて

授業中は必ず携帯電話等の電源を切るようにしてください。また、試験中に机上に携帯電話等を置く行為は、カンニングとみなされますので持ち込まないようにしましょう。

イ. 迷惑電話及び迷惑メールについて

近年、携帯電話等を介した犯罪が多発しています。携帯電話等を介する悪徳商法、振り込み詐欺、非通知にてかかってくる電話や迷惑メールには十分注意しましょう。

ウ. 学内施設からの充電行為について

学内施設のコンセントからの携帯電話等の充電行為は、他の人の迷惑となり、また、充電中の携帯電話等の放置は、盗難による個人情報の流出による被害を受けることもありますので、充電は自宅で行ってください。

③個人情報について

他の人に、自分の個人情報を不用意に漏らさないようにしましょう。また、友人の電話番号に関しても不用意に漏らさず、友人本人に直接聞いてもらうか、友人本人に了承を得てから教えるようにしましょう。

④ソーシャルメディアの利用について

ソーシャルメディアを利用するにあたっては、本学の学生であることを自覚し、公開する個人情報の内容や著作権を侵害しないよう十分注意を払ってください。虚偽や不確かな情報を発信することは、発信者個人のみならず本学の名誉と信頼を損なう恐れがあり、場合によっては懲戒の対象となります。

【ソーシャルメディアを利用するにあたっての注意事項】

・人権の尊重

一人ひとりの個性や多様性を尊重し、異なる意見や考え、生き方を互いに認め合うことをコミュニケーション活動の基本とすること。

・大学・法人の一員であることの自覚

オンラインでコミュニケーション活動を行う場合、利用方法を誤ると、発信者のみならず学校法人兵庫医科大学の信用、名誉、社会的評価を毀損する事態にもなりかねない。単に個人としてではなく、学校法人兵庫医科大学の教職員・学生を代表したイメージで受け取られうることを十分に自覚すること。

・プライバシーの保護

自己の個人情報を公開する際には、発信する内容に充分注意を払うこと。

特に、発信した情報は、一瞬で世界中に伝播し、閲覧者が保存し転載することのできるため、一旦生じた不都合や問題を解消できないことに留意する

こと。

・正確な情報発信

正確な情報を伝えること。

虚偽や不確かな情報を発信することは、情報を閲覧した不特定多数人の権利や利益を侵害する可能性が高く、また、発信者個人のみならず学校法人兵庫医科大学の名誉と信頼を損なうことがあること。

・法令遵守

日本国内の法令や諸外国の法令や国際法についても遵守すること。特に、著作権を侵害することがないように注意すること。

・守秘義務と機密保持

他人の個人情報や研究上の機密事項その他諸規則等で職員が職務上知り得た情報等、守秘義務を負う事項については、情報発信することが許されないものであることに注意すること。ただし、これは「公益通報者保護法」に基づく情報の発信を妨げるものではない。

〔「学校法人兵庫医科大学 教職員・学生に対するソーシャルメディア活用のためのガイドライン」より抜粋〕

⑤通学時の注意点

交通信号を無視して道路を横断することは、大変危険ですので交通ルールを守って通学してください。なお、通学にあたっては、安全で信号の影響がない歩道橋を利用しましょう。

また、通学時においては、夜間の一人歩きを避け、複数名で通学するように心掛けてください。

⑥ひったくり

ひったくりの状況としては、自転車利用者の被害が多く、犯人は原付自転車を利用して自転車とすれ違う際に、前カゴのカバン等を確認し、Uターンして背後からひったくるケースがほとんどです。

「私は、ひったくりには遭っていないから大丈夫」等とは思わず、普段から十分に注意を払いましょう。

【防止策】

- ・自転車のハンドル部分に、カバン等の柄（手提げの部分）を巻きつけて、前カゴに入れる。
- ・防犯ネットを前カゴに被せる。防犯ネットの代わりに前カゴに入れたカバン等の上に雑誌等をかぶせておくことも効果的です。
- ・歩行中は、カバン等は車道側でなく歩道側に持つ。
- ・携帯電話で話しながら歩行しない。

⑦盗難

学内の共用施設を利用する際、貴重品は片時も離さず身につけ、個人の責任で管理してください。また、ロッカーの鍵は必ず閉め、盗難防止に努めるようにしてください。

盗難の被害に遭った場合は、セントラルオフィス2番窓口（学生支援課）までご連絡ください。

⑧外部団体（宗教団体等）

学外のような団体が大学生の勧誘をしていますが、なかには反社会的な団体もあります。うかつに氏名、住所、電話番号等を教えないようにしてください。

自分だけで判断せず慎重に対応し、万が一トラブルが発生した場合は、学生相談室、教職員、セントラルオフィス 2 番窓口（学生支援課）に相談してください。

⑨ストーカー行為・デート DV について

・ストーカー行為

相手につきまとうストーカー行為が社会的に大きな問題になっています。ストーカー事案は、放っておくと凶悪な事件に発展するケースもあります。被害を受けたり、受ける恐れがある場合は、速やかに保護者・学生相談室・教職員、及び最寄りの警察署に相談してください。また、現在被害を受けている場合は、1人で悩まず、大学に申し出てください。まずは、身の安全を確保することが大切です。

・デート DV

デート DV とは、交際中の若いカップルの間で起こる暴力のことです。

「暴力」にはいろいろな種類があります。

- ・身体的な暴力…殴る、モノを投げる、刃物で脅すなど怖い思いをさせる。
- ・精神的な暴力…ひどい言葉で傷つける、脅す、監視する、友達との交際を制限する。無断でメールチェックをする、相手の大事なものを壊すなどのいやがらせをする。束縛は愛ではなく、暴力。
交際相手はあなたのモノではない。相手の言動を怖いと感じたら、それは暴力を受けているということ。
- ・経済的な暴力…お金をたかる、借りたお金を返さない。
- ・性的な暴力……キスやセックスを強要する、避妊しない。

被害者にも加害者にもならないように気を付けましょう。自分が被害にあったら、保護者・学生相談室・教職員、もしくは居住先の公的機関等に相談しましょう。友達が被害にあっていたら、保護者・学生相談室・教職員、もしくは居住先の公的機関等に相談するよう勧めましょう。

兵庫県警察 ストーカー・DV 相談電話	TEL. 078 - 371 - 7830
ウィメンズネット・こうべ	TEL. 078 - 731 - 0324
大阪府警察 ストーカー 110 番	TEL. 06 - 6937 - 2110

7. 施設利用上の注意事項

(1)各建物への入退館

本学の各建物は、時間帯によって、電気錠にて入退館できる者を制限する「入退館管理システム」を設定しています。出入口、各建物間の渡り廊下等に設置されたICカードリーダーに学生証（ICカード）をかざすことにより、入退館できます。

平日

建物	入退館可能時間	
	扉開放時間帯	学生証による入退館時間帯
Port Wing（北館）	7:00 ～ 19:00	19:00 ～ 21:00
Port Wing（南館） （レストラン、売店、書店）	7:00 ～ 19:00	———
Mt. Wing	7:00 ～ 20:00	20:00 ～ 22:00
Garden Wing	7:00 ～ 19:00	19:00 ～ 21:00
Garden Wing Arena	7:00 ～ 19:00	19:00 ～ 21:00

土曜日

建物	入退館可能時間	
	扉開放時間帯	学生証による入退館時間帯
Port Wing（北館）	———	9:00 ～ 21:00
Port Wing（南館） （レストラン、売店、書店）	———	———
Mt. Wing	———	7:00 ～ 22:00
Garden Wing	———	7:00 ～ 21:00
Garden Wing Arena	———	7:00 ～ 21:00

休日・祝日

建物	入退館可能時間	
	扉開放時間帯	学生証による入退館時間帯
Port Wing（北館）	———	———
Port Wing（南館） （レストラン、売店、書店）	———	———
Mt. Wing	———	7:00 ～ 22:00
Garden Wing	———	7:00 ～ 21:00
Garden Wing Arena	———	7:00 ～ 21:00

各建物の入退館可能時間は、上記のとおりです。なお、学校行事等で施設内への立ち入りについて制限する場合があります。特に、本学入学試験実施当日及び大学入学共通テストの実施前日・当日は、敷地内への立ち入りが禁止されますので注意してください。

※夏季・冬季・春季休業中及び大学が指定した特別な期間等については、上記時間と異なる場合があります。

(2)施設内での飲食禁止とラウンジの利用について

実習室・演習室・図書館・グループ学習室・ラーニングスクエア・情報処理演習室・オクタホールでの飲食は禁止します。

また、昼食時以外の自学自習等の場所として次の場所を開放します。

飲食をする場合は食堂や一部のラウンジなど、飛沫防止シールドのある場

所を利用してください。利用後の弁当空箱・空きボトル・缶等は放置せず、所定のゴミ箱に捨てるか持ち帰る等してキャンパス環境の保全に心がけてください。

学生が自由に利用できる場所であることから、他の人が不快な思いをする行為があった場合には、止むを得ずに利用を制限したり、利用を禁止することがあります。

開放場所：M 棟 1 階・2 階・3 階中央ラウンジ、4 階西側ラウンジ
(M 棟 4 階中央ラウンジを除く)
G 棟 1 階・2 階・3 階・4 階ラウンジ
P 棟 2 階ラウンジ

(3)神戸キャンパス図書館、グループ学習室、ラーニングスクエア

4 年間または 6 年間の勉学の中で、授業以外に、医療専門職者になる者として、常に自分自身で学修する習慣と態度を身に付けておくことが極めて重要です。そのためにも、図書館を活用してください。

①図書館の利用

ア. 利用時間

	通常開館日（平日）	短縮開館日（土曜日等）
開 館 時 間	9：00～21：00	9：00～17：00
貸 出・返 却	9：00～20：30	9：00～16：30
目録・情報検索	9：00～20：30	9：00～16：30
レファレンス	9：00～17：15	—
グループ学習室	9：00～20：30	9：00～16：30

開館日・開館時間が変更になる場合は、その都度事前に、掲示と図書館ホームページ上でお知らせします。

※土・日・祝日の開館日において、午前 7 時現在、暴風警報または特別警報が発令中の場合はその日一日休館となります。平日の開館日に暴風警報または特別警報が発令された場合は、大学の決定に準じます。

イ. 休館日

日曜日・祝日（振替休日を含む）
一斉休暇（夏季、年末年始）
年末年始（12月29日～翌年1月3日）

ウ. 図書館利用の手続

【入館と退館】

- ・入館の際は、学生証（IC カード）が必要です。
- ・館内での飲食は禁止です。（ただし、再密閉できる容器に入った飲み物での水分補給は可能です。）
- ・貴重品は常に携帯し、自分の目の届く範囲で管理してください。
- ・他の利用者の迷惑になる行為は行わないでください。
- ・図書資料や備品は大切に扱ってください。
- ・退館の際は、BDS（無断帯出防止装置）を必ず通過してください。

【貸出と返却】

- ・カウンターで借りたい図書資料と学生証（IC カード）を提示し、貸出手続を行ってください。
- ・貸出は、5 冊（点）までです。

- ・教科書コーナーの図書資料や、参考図書（辞書・事典等）等は貸出できません。
- ・貸出中の図書資料の返却期限確認や、貸出期間の延長、他の利用者が貸出中の図書資料の予約などを図書館ホームページから行うことができます。
- ・カウンターで貸出期間の延長を申し出る場合は、貸出期間内に必ず図書資料を持参してください。

	貸出期間	備考
図 書	2 週間	貸出期間が変更となる場合は、その都度掲示します。
視聴覚資料	1 週間	
製 本 雑 誌	1 週間	製本されていない雑誌は貸出できません。

- ・借りた図書資料はカウンターに返却してください。
- ・閉館時の返却はブックポストを利用してください。但し、視聴覚資料は、必ずカウンターに返却してください。
- ・返却期限に遅れた場合は、遅れた日数分、新たな貸出はできません。

②グループ学習室の利用

グループ学習室は、3人以上のグループで学習するために利用することができます。

- ・1回の利用時間は原則2時間以内です。
- ・授業等で一斉使用がある場合は利用できませんのでご了承ください。
- ・1～2名での利用はできません。
- ・使用後はホワイトボード・椅子・机等原状に復してください。
- ・満室の場合等、利用時間を制限する場合があります。その際は係員の指示に従ってください。

③ラーニングスクエアの利用

ラーニングスクエアは、アクティブラーニングなど多様化する「学び」を支える場です。グループで学習したり、グループ・ディスカッションを行ったり、プレゼンテーションの練習を行ったりすることができます。

- ・授業等で一斉使用がある場合は利用できませんのでご了承ください。
- ・会話が可能な場所です。静かに学習したい場合は、ラーニングスクエア以外のエリア（グループ学習室や館内の閲覧席）をご利用ください。
- ・使用後はホワイトボード・椅子・机等原状に復してください。

(4)情報処理演習室（パソコン室）

Mt. Wing1 階情報処理演習室 1・2 は以下の注意事項を守って使用してください。

①開室曜日：月～金曜日

②開室時間：情報処理演習室 1：9：00～17：00（但し授業使用時間外）
情報処理演習室 2：9：00～21：00（但し授業使用時間外）

③注意事項

- ・Mt. Wing1 階情報処理演習室 1・2 は、授業で使用する時間以外は、自由に利用することができます。授業時間については、時間割で確認してください。
- ・土日祝日、大学の定める休日、及び大学行事で使用する日は使用することができません。
- ・上記曜日、時間内でも、メンテナンス等により閉鎖する場合があります。
- ・当該演習室を利用できるのは、勉学やクラブ活動のためにパソコンを必要とする本学学生に限ります。

- ・パソコンの使用には、学生証（IC カード）による認証が必要なので、必ず携帯してください。
- ・パソコンの利用法について特に制限は設けませんが、常識的なルールを守ってください。特にインターネット、Eメールの利用に関しては、社会的・道徳的ルールを遵守してください。
- ・パソコンを利用する以外の目的に当室を使用することはできません。
- ・学内のプリンタはポイント制で利用できます。入学時に 1200 ポイントが付与され、モノクロ 1 面 1 ポイント、カラー 1 面 6 ポイントを使用できます。翌年度以降も、毎年 1200 ポイントが残ポイントに追加されます。また、年度途中に残ポイントが少なくなった場合、ポイントを 100 ポイント単位（500 円）で追加購入することも可能です。購入手続についてはセントラルオフィス（情報課）までお問い合わせください。なお、購入後の取消や返金、残ポイントの換金は受け付けません。ポイントの利用は在学期間中に限ります。
- ・プリンタのトナー・インク・用紙がなくなった場合はセントラルオフィス（情報課）へ連絡してください。（本学職員にて補充します。）
- ・パソコン、プリンタ以外の AV 機器等その他の設備は無断で使用しないでください。
- ・パソコンの利用中に万が一障害が発生した場合、直ちにセントラルオフィス（情報課）まで連絡してください。
- ・重大な障害の発生や、非常識な使用により他人に被害が及ぶ等の事態が生じたときには、閉鎖する場合があります。
- ・上記のほか利用に関する詳細な注意事項等については別途案内します。

④禁止事項

- ・飲食（飲食物はカバンの中に入れて、室内では出さないこと）
- ・大声での会話
- ・イヤフォン無しでの音楽やビデオの再生等
- ・ゴミの放置
- ・設置備品の移動等
- ・その他、他の利用者に迷惑となる行為

以上の行為を見かけた場合は、学生証の提示を求め、学籍番号・氏名を記録します。また、当該学生の情報システム利用アカウントを停止する場合がありますので、予めご承知おきください。

(5)ディスカッションボード（電子黒板）

Mt. Wing・Garden Wing4 階のオープンカンファレンス（以下 O.C.）に設置されているディスカッションボード（以下 D.B.）は、以下のとおり利用することができます。

①利用時間

大学への入構が可能な時間帯（授業や大学行事等は都度確認してください）

②利用ルール

- ・O.C. に設置されている D.B. を勉学の目的に限り利用できます。（具体的な利用方法は各 O.C. に設置）
- ・以下のラウンジに設置のプリンタを利用することができます。
Garden Wing 4 階 中央
- ・予約のある学生または教職員の利用を優先します。
- ・予約利用を希望する学生は、教員に O.C. と D.B. の設備予約の手続、及び当該予約ページの印刷を依頼することができます。印刷された予約用紙は利用時に必ず持参してください。（ただし、自習等のために継続的に O.C. を占有する目的で、教員に予約を依頼することはできません。）
- ・使用後は各機器及び椅子等の備品を、備付の図面または一覧を参照のうえ、必ず元の状態に戻してください。

③禁止事項

- ・ 勉強以外の利用
- ・ 飲食をしながらの利用
- ・ D.B. を別の場所に移動しての使用
- ・ クローズドカンファレンス（ドアのあるカンファレンス室）の学生単独での使用
- ・ 大声での会話や大音量での動画音声の視聴
- ・ その他、機器の故障につながる行為や他の利用者の迷惑となる行為

以上の行為を見かけた場合は、学生証の提示を求め、学籍番号・氏名を記録します。また、D.B. の利用を停止する場合があります。

(6)証明書発行機

証明書発行機をセントラルオフィス前に設置しています。一部の証明書を除き、再試験受験票、在学証明書、成績証明書、卒業見込証明書、学割証等、即日発行できます。利用時間は一斉休暇（夏季・年末年始）、大学立ち入り禁止日を除く 8:30 ～ 21:00 です。

健康診断証明書、抗体検査及び予防接種証明書の発行は、2 営業日後です。セントラルオフィス 2 番窓口（学生支援課）でお渡しします。（窓口の対応時間は P11 参照）

(7)その他

大学内の施設を破損した、または破損箇所を発見した場合、セントラルオフィス 3 番窓口（庶務課）へ連絡してください。

8. 福利厚生施設の紹介

本学の福利厚生施設のうち、利用頻度の高い施設を紹介します。マナー、ルールを守って有効に利用しましょう。

(1)学生ロッカー

本学では、すべての学生に対してロッカーが割り当てられます。ロッカールームは男子が Mt.Wing 1 階 (M117)、女子が Mt.Wing1 階 (M101) で、学部・学年ごとに区切られています。また、従来の鍵による施開錠方式に代えて、2019 年度以降に入学した学生に割り当てられたロッカーはダイヤル式による施開錠方式となっています。

①学生ロッカー利用方法について

- ・ロッカールーム利用可能時間 平日・土日祝日ともに 7:30 ~ 22:00
- ・入室時に学生証が必要です。扉に設置されているカードリーダーに学生証をかざすと開錠します。入室後自動的に施錠されます。
- ・長時間無理に扉を開けた状態にしないこと。(非常警報が鳴ります。)
- ・ロッカーキーまたはロッカーの暗証番号については自身で管理すること。ロッカーキーを忘れた場合でもスペアキーの貸し出しは行いません。
- ・ロッカーの使用に際しては、丁寧に扱い、シール等を張り付けたりしないこと。
- ・ロッカールーム内やロッカー上部等の共用部分には物を置かないこと。(放置している場合は、廃棄します。)
- ・ロッカールームにて、設備の破損、異常及び不審者の侵入等を発見した場合は、セントラルオフィス 3 番窓口(庶務課)へ連絡すること。(休日・夜間のときは警備員室 Port Wing(北館)1 階へ連絡すること。)
- ・ロッカールームには、非常呼び出しボタンを設置していますので、前もって確認しておくこと。
- ・ロッカー使用時は必ず施錠すること。施錠しない状態での盗難等には大学は一切の責任を負いません。
- ・ダイヤル式ロッカーの暗証番号については他人に知られないよう十分注意をすること。特に施錠時にダイヤルの番号を設定番号が推測できないようばらけさせるなど徹底して行うこと。

②ロッカーキーの紛失・返却及び暗証番号の失念について

- ・ロッカーキーを紛失した場合は、セントラルオフィス 3 番窓口(庶務課)に申し出て、再発行を依頼すること。(費用は 1,000 円)
- ・紛失が盗難の恐れに繋がる場合で、キー本体の交換を希望する場合の費用は実費負担となります。
- ・卒業等によりロッカー利用が終了となる際は、ロッカー内の物を空にして清掃の上原状に戻し、キーを返却すること。
- ・ダイヤル式ロッカーの暗証番号を失念した場合は、セントラルオフィス 3 番窓口(庶務課)へ連絡すること。

(2) レストラン

レストランは、Port Wing（南館）1・2 階にあります。

営業時間：平日 11:00～14:00

(3) 売店

売店は、Port Wing（南館）1 階にあります。

営業時間：平日 9:00～19:00

(4) 書店

書店は、Port Wing（南館）2 階にあります。

営業時間：平日 9:00～17:00

（レストラン、売店、書店は、学生の休業期間、土日祝日は休業で時期により営業時間を変更します。変更連絡は WEB 掲示等でお知らせします。）

(5) コピー機

コピー機の設置場所及び使用時間は、次のとおりです。

設置場所	使用時間
書 店 内	8:30～21:00
図 書 館 内	（図書館開館時間内）

※図書館におけるコピー機の利用について

図書館に設置されたコピー機は、コンビニエンス・ストア等に設置してあるコイン式コピー機による私的複製とは異なり、著作権法第31条による複写サービスを行うために設置してあります。著作権法第31条で複製（コピー）できるのは、「図書館等の図書、記録その他の資料」であり、利用者所有の資料やノートの複写は、著作権法第31条の範囲外となりますので、ご遠慮ください。

著作権法第31条（抜粋）

（図書館等における複製等）

第31条 国立国会図書館及び図書、記録その他の資料を公衆の利用に供することを目的とする図書館その他の施設で政令で定めるもの（以下この項及び第3項において「図書館等」という。）においては、次に掲げる場合には、その営利を目的としない事業として、図書館等の図書、記録その他の資料（以下この条において「図書館資料」という。）を用いて著作物を複製することができる。

1. 図書館等の利用者の求めに応じ、その調査研究の用に供するために、公表された著作物の一部分（発行後相当期間を経過した定期刊行物に掲載された個々の著作物にあっては、その全部。）の複製物を1人につき1部提供する場合
2. 図書館資料の保存のため必要がある場合
3. 他の図書館等の求めに応じ、絶版その他これに準ずる理由により一般に入手することが困難な図書館資料の複製物を提供する場合

(6)バーベキュー施設・備品の貸出

学生、教職員での親睦を深める等、福利厚生の一環としてバーベキューコンロ等備品を貸し出しています。使用責任者となる本学教職員が、セントラルオフィス2番窓口（学生支援課）に申し出てください。なお、使用にあたっては、本学教職員が使用責任者として参加していることが条件となります。

①貸出時間：8：30～21：00 全日

※レストラン営業時間及び学校行事等で使用できない場合があります。

②貸出器具、備品等：

- ・バーベキューコンロ
 - ・投光器
 - ・消火器
 - ・火消し壺
 - ・その他備品（火バサミ、軍手等）
- ※炭、飲食物等は各自で用意してください。

③バーベキュー実施場所：

Port Wing（南館）レストラン西側テラス及び芝生部分

**4 兵庫医科大学（薬学部・看護学部・リハビリテーション学部）
学生会・課外活動について**

1. 兵庫医科大学(薬学部・看護学部・リハビリテーション学部) 学生会・課外活動について

(1)課外活動支援の理念

大学生活における課外活動は、正課である学業とともに「人間形成の場」として重要な意義をもっています。

本学では課外活動による多種多様な活動や他大学・地域との交流を通じて創造力、忍耐力、決断力、適応力、行動力、協調性等社会の中で生き抜くための基本的な能力の涵養を目指しています。

課外活動は「遊びの場」でも「時間つぶしの場」でもありません。従って中途半端な気持ちで活動するクラブ・同好会・サークルは公認団体として認定することはできません。

はっきりとした目標をもって活動を行っており、その活動が「人間形成の場」として有益であると判断した団体にのみ大学の公認を行います。

また、いうまでもなく正課である学業が最も重要です。正課である学業が最優先であることを十分認識し、課外活動による更なる能力の向上に努めてください。

(2)学生会、課外活動団体について

①学生会

兵庫医科大学(薬学部・看護学部・リハビリテーション学部)学生会は、薬学部・看護学部・リハビリテーション学部の全学生を会員とし、大学の課外活動支援や大学祭の運営支援、学生生活の環境整備等、学生の福祉、親睦、学生生活の向上を目的とし様々な活動を行うこととしています。

学生会を通じて課外活動や大学祭等の大学行事に参加する等、より充実した学生生活を送るようにしてください。なお学生会室は、Mt. Wing2 階シンボルタワー内に設置されています。

②公認課外活動団体

公認課外活動団体には、公認団体(クラブ・同好会)と登録団体(サークル)があります。公認課外活動団体に対しては、大学や学生会がメンバー募集の機会を設けたり、活動設備の整備を行う等の活動支援を行ったり、大学管理下における課外活動に対して万が一の事故やトラブルに対してのバックアップを行っています。大学にて公に課外活動を行うにあたっては、公認課外活動団体としての申請が必要です。申請方法については学生会に相談してください。

(3)学生会主催年間行事について

新入生歓迎会を始めとし、大学祭やクリスマスイルミネーション点灯式、スポーツ大会といった各種イベントや学生総会、役員選挙といった行事が行われます。これらのイベント、行事に参加して有意義な学生生活を送るようにしてください。

(学生会主催年間行事)

	行事内容
4 月	新入生歓迎会
5 月	スポーツ大会
6 月	学生総会 リーダーズキャンプ
7 月	
8 月	
9 月	
10 月	大学祭（海泉祭）
11 月	学生総会 学生会・大学行事実行委員会選挙
12 月	クリスマスイルミネーション点灯式
1 月	
2 月	
3 月	

(4)大学への学生の要望・意見の反映

学生会は、会則第 4 条第 2 項により、クラス会や公認課外活動団体連合会等をとおして、学生の要望や意見を取りまとめて大学と交渉し、大学の運営に反映することとしています。

また、4 年に 1 回行われる「学生生活実態調査」をとおして、学生の実状・意向・要望を汲み取り、大学の改善・発展に活かしています。

(5)自治組織及び課外活動団体一覧

〈公認団体〉

(2022年3月1日現在)

大学自治組織

組 織 名	組 織 紹 介
学 生 会 執 行 部	学生会は中学・高校でいう生徒会と似た組織となっています。学生会は学生目線からさまざまな問題に取り組み大学をよりよく発展させる事ができる唯一の組織です！大学を発展させるため意見をください！そして一緒に活動しましょう！！
大学行事実行委員会	大学行事実行委員会は、大学における行事を企画、運営する団体です。学祭や新歓などの行事を成功させるのも実行委員であり、とてもやりがいがあります。先輩や仲間たちと明るく楽しく活動しており、大学生活の思い出づくりには最高の場所です。
部 会	部会は、部活や同好会に属するすべての公認課外活動団体を取り仕切る団体です。すべての団体がより活動しやすいように様々な問題に取り組んでいます。よりこの大学の部活動を活発にするために、ぜひ一緒に頑張りましょう。

クラブ（部）

団 体 名	団 体 紹 介
硬 式 テ ニ ス 部	初心者大歓迎！！毎年春・夏に合宿に行ったり、練習試合をして他校との交流を深めたりみんなで楽しく練習しています！部だからといって敬遠することなく、気軽にテニスコートをお訪ねください！お待ちしております！
サ ッ カ ー 部	関西医歯薬系リーグの春リーグ（4～6月）・秋トーナメント（9月～）にも参加しています。G棟裏などで練習しています。ピギナーレベルなので一度見に来てください。
卓 球 部	私たちは学年や学部に関係なく、週2回（金・日）アリーナ、週1回（木）多目的ホールで練習しています。年間を通して様々な規模の大会やリーグ戦に出ています。初心者の方も試合に出ることができます！大会に出なくても練習だけに参加するという方でも大歓迎です！初心者、経験者ともに興味がある人は、是非見学へお越しください！
バスケットボール部	私たちバスケットボール部は男子部・女子部があり、楽しく元氣よく練習をしています。一昨年の大会では男子は準優勝、女子は優勝など、男女とも好成績を取ることができました。男女や先輩・後輩の仲も良く、アットホームな雰囲気練習しています。バスケットが好きな方、興味がある方はぜひ見学に来てください。初心者の方もマネージャー希望の方も大歓迎です。お待ちしております。
バドミントン部	私たちバドミントン部は大会や交流戦にも積極的に参加しています。初心者も試合に出ることができるので、経験の有無を問わず一緒に頑張りましょう。週3日（月・木・土）アリーナで活動しているので一度見に来てください！
野 球 部	関西医歯薬系リーグに所属しており、リーグ優勝を目指して活動しています。野球だけでなく合宿や旅行、夏にはバーベキューなど楽しいこともたくさんします。選手・マネージャー全員が部活を通じて様々な面で成長できるような準硬式野球部です。
軽 音 楽 部	神戸キャンパス最大規模の課外活動団体！部員の多くが、大学から楽器を始めてます！音楽が好きならぜひ軽音部へ！
Jazz バ ン ド 部	私達は Jazz バンドだけでなく吹奏楽団も活動しています。他の学校との交流を少しずつ増やしたり、年数回のライブ活動や演奏会を行っています。初心者大歓迎！私達と一緒に音楽しましょう！

〈登録団体〉

サークル

剣技サークル／バレーボールサークル／バスケットボールサークル／ダンスサークル／コピーダンスサークル／漫画研究サークル／写真サークル／医療研究サークル／室内楽団サークル／手話サークル／ボーアイ多職種連携学生ネットワーク／ソフトボールサークル／フィットネスサークル／映画鑑賞サークル

(6)新規課外活動団体の結成について

大学の公認課外活動団体として新規に団体を結成する場合、最初はサークルとして活動します。クラブ等の部活動団体への昇格を希望する場合は、一定の要件を満たせば、同好会及びクラブへの昇格を行うものとします。

新規に公認課外活動団体を結成したい場合は、公認課外活動団体としての認定やメンバー募集の支援等を行いますので、学生会に相談してください。

公認課外活動団体として活動するにあたっては、以下のことを心掛けてください。

- ・活動の目的・目標・活動計画を明確に持つ。
- ・兵庫医科大学の公認課外活動団体として恥ずかしくない活動を行う。
- ・ルールに則した運営を行う。
- ・活動を記録する。

(7)入部・入会 / 退部・退会

①入部・入会

公認課外活動団体に入りたいときは、各団体に所属している学生に直接申込みを行ってください。

また、不当に入部を強要または拒否された場合等は、学生会もしくはセントラルオフィス2番窓口（学生支援課）に申し出てください。

②退部・退会

公認課外活動団体への退部・退会は自由にできるのが原則です。問題が生じたときはセントラルオフィス2番窓口（学生支援課）で相談してください。

(8)課外活動各種届・願について

各公認課外活動団体は、活動の実施にあたり、次の書類をセントラルオフィス2番窓口（学生支援課）に提出してください。

書類名称	提出時期	提出内容
課外活動団体届出事項変更願	・届出事項に変更があった場合	団体三役や顧問、団体名等に変更があった場合、変更する内容を提出する。
定期外活動届	・合宿や遠征、行事、イベント等の実施前	合宿や試合による遠征、行事、イベント等の定期外の活動を実施する前に提出する。 (提出内容) 実施日時・場所、集解散時間・場所、宿泊予定、参加者名簿等
定期外活動(大会・催し等)結果報告	・合宿や遠征、行事、イベント等の実施後	合宿や試合による遠征、行事、イベント等の定期外活動の結果を報告する。 (提出内容) 大会・催し物等内容、大会・催し物等結果詳細
事故報告書	・事故発生後	事故報告を受けてから顧問、代表者、被事故者にて事故防止に関するミーティングを実施し、事故報告書にて報告する。 (提出内容) 事故内容、事故防止に関する対策

これらの届出を大学に提出することによって各団体は大学管理下における課外活動を行っていることとなり、万が一の事故やトラブルに対して、大学が全面的にバックアップすることが可能となります。なお、大学にて一括加入を行っている保険（学研災）は正課の授業及び大学管理下における課外活動時のみに適用されます。（詳細は P59 参照）

(9)その他

学内で掲示をしたい場合、課外活動団体については学生会に、その他については掲示物を持参のうえ、セントラルオフィス 2 番窓口（学生支援課）に相談してください。

その他課外活動上の諸問題については、クラブの顧問（部長）、学生部長、またはセントラルオフィス 2 番窓口（学生支援課）で相談してください。

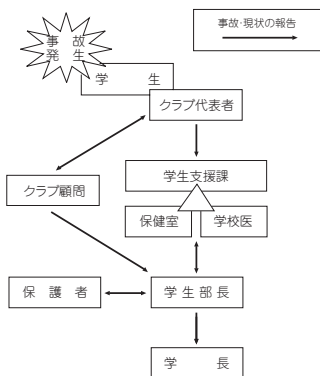
(10)課外活動における事故発生時の対応と事故報告書の提出について

万が一、課外活動中に事故が発生した場合は「クラブ活動事故後のフローチャート」（図 1）に沿って課外活動団体の顧問及び学生部長の指示に従い、適切な対応を行ってください。

また、事故後、課外活動は一旦休止し、課外活動団体代表者、被事故者、顧問にて事故の状況を確認の上、今後の対応策を検討し、セントラルオフィス 2 番窓口（学生支援課）を通じて学生部長へできる限り速やかに「事故報告書」を提出しなければなりません。

（図1）

クラブ活動事故後のフローチャート



※ 事故後、クラブ代表者、顧問にて事故の状況を確認の上、今後の対応策を検討し、学生支援課を通じて学生部長へできる限り速やかに事故報告書を提出してください。提出なき場合はクラブ活動を休止させることがあります。

(11)熱中症

熱中症とは熱に中る（あたる）という意味で、猛暑環境、高温あるいは湿度の高い環境によって生じる熱障害の総称です。熱中症にはいくつかの病型がありますが、適切な措置が遅れた場合、高体温から多臓器不全を併発し、死亡率が高くなります。炎天下での運動は特に気をつけてください。

暑い中では、体力の消耗が激しく、トレーニングの質も低下し、効果も上がりません。熱中症を予防するために、運動方法、水分補給等を工夫することは、事故防止の観点だけでなく、効果的なトレーニングという点においても大変重要です。各クラブの責任者は積極的に熱中症予防に取り組み、もし熱中症が発生した場合はすぐ救急車 119 番を要請しましょう。

熱中症予防のための 5 か条

- ① 環境条件に応じて運動する。（外気温 35 度以上の環境下では原則運動を中止する）
- ② こまめに水分を補給する。
- ③ 暑さに慣れるまで（練習開始から 1 週間程度）は短時間で軽めの運動を行う。
- ④ できるだけ薄着にし、直射日光は帽子で避ける。（アメリカンフットボール、剣道等防具を着けるスポーツは休憩中に防具を緩めてできるだけ熱をのがすこと）
- ⑤ 肥満等暑さに弱い人は特に注意する。

2. 兵庫医科大学（薬学部・看護学部・リハビリテーション学部）学生会会則

第1章 総 則

第1条 本会は、兵庫医科大学（薬学部・看護学部・リハビリテーション学部）学生会と称し、本部を兵庫医科大学神戸キャンパス内に置く。

第2条 本会は、本学の薬学部・看護学部・リハビリテーション学部の全学生をもって構成する。

第3条 本会は、会員相互の福祉、親睦、学生生活の向上を図ると共に、本学の建学精神に従うことを目的とする。

第4条 本会は、主に次の諸活動を行う。

第1項 学生生活を向上させるための諸活動。

第2項 本大学の教育制度、及び内容の改善充実、特に医療系大学としての設備の充実、及び医療系学生としての認識を高めるため、大学と交渉する。

第3項 会員相互の親睦と文化的活動を促進し、講演会、研究会などを通じて学術文化的活動の振興を図る。

第4項 大学（または学生会の承認を得た後、大学）が公認した課外活動団体の援助、及び同好会などの後援。

第5項 学生に対する報告文書作成。

第6項 その他、目的達成のための必要な諸活動。

第5条 第4条の目的、活動方針に従って本会は、次の諸機関を置く。

1 正副総代

2 本会専門部

3 本会執行部

4 クラス会

5 公認課外活動団体連合会

6 本会監査委員会

7 選挙管理委員会

8 大学行事実行委員会

9 部会

第2章 正 副 総 代

第6条 総代は本会を代表する。

第7条 副総代は総代の補佐をする。

第8条 正副総代の選出においては、11月から12月中に、選挙管理委員会によって行われる。

第9条 正副総代の立候補者が決定されなかった場合、前正副総代により指名し、指名された学生は第8条に順ずる。

第10条 正副総代の任期は1年とし、4月1日より翌年3月31日までとする。

第11条 正副総代は、本会執行部、クラス代表者、大学行事実行委員長、選挙管理委員、本会監査委員を兼任してはならない。

第12条 大学との交渉は本会執行部で承認を得た後、正副総代が大学と交渉する。

第13条 大学の承認を得たものは、正副総代が全会員に報告する義務を負う。

第3章 専 門 部

第14条 経理部は、本会の主計全般を取り扱うと共に、主計に関する書類作成、管理などを行う。

第15条 広報部は、本会の広報活動を行う。

第16条 渉外部は、本会の公認課外活動団体連合会に参加すると共に、公認課外活動団体に関する書類作成、管理などを行う。

第17条 総監部は、前正副総代、及び前執行部により構成され、各専門部の補佐を行う。

第18条 総務部は、本会の主務全般を取り扱うと共に、大学行事实行委員会に関する書類作成、管理などを行う。

第4章 執行部

第19条 執行部は、学生総会の決議を執行する機関である。

第20条 執行部は、正副総代、本会各専門部長、公認課外活動団体連合会長から構成される。

第21条 第20条の各委員は主に次の事項を行う。

第1項 経理部長は、本会の会計などの主計一般に関すること。

第2項 広報部長は、本会の広報活動に関すること。

第3項 渉外部長は、本会においての議事録作成などの書記に関すること。

第4項 総監部長は、本会においての執行部の補佐に関すること。

第5項 総務部長は、本会の書類作成などの主務一般に関すること。

第22条 執行部は、1ヶ月に最低1回の定例会議を行う。

第23条 執行部の任期は1年とし、4月1日より翌年3月31日までとする。

第24条 執行部は、クラス代表者、公認課外活動団体代表者、大学行事实行委員、選挙管理委員、本会監査委員は兼任してはならない。

第25条 経理部長の選出においては、11月から12月中に、選挙管理委員会によって行われる。

第26条 経理部長の立候補者が決定されなかった場合、前経理部長により指名し、指名された学生は第25条に順ずる。

第27条 経理部長の任期は1年とし、4月1日より翌年3月31日までとする。

第28条 広報部長、渉外部長、総務部長の選出においては、正副総代、経理部長の承認により任命される。

第29条 総監部長の選出においては、前執行部により互選される。

第5章 クラス会

第30条 クラス代表者は、各学科における各クラス1名とする。

第31条 クラス代表者の選出においては、原則立候補制とし、立候補者が決定されなかった場合、本会執行部、または前クラス代表者により指名する。

第32条 クラス代表者の任期は1年とし、6月1日より翌年5月31日までとする。

第33条 クラス代表者は、クラスの代表として次の義務を負う。

第1項 正副総代からクラス会への召集があった場合、全クラス代表者が出席する。クラス代表者が止むを得ない理由で欠席する場合、代理人が委任状を持参し、出席する義務を負う。

第2項 クラス代表者は、決定した内容について各クラスに報告する義務を負う。

第34条 クラス代表者は、本会執行部、大学行事实行委員長、本会監査委員を兼任してはならない。

第6章 学 生 総 会

第35条 学生総会は、本会の最高議決機関であり、本学学生は学生総会に出席する権利を有する。

第36条 学生総会は、5月から6月中に実施する。ただし、必要に応じ臨時学生総会を実施する。

第37条 臨時学生総会は、次の諸機関が認めた場合に実施する。

1 本会執行部

2 クラス会

第38条 学生総会は、全学生の100人以上の出席をもって成立し、議決は出席者の3分の2以上の賛成をもって議決する。

第39条 議長は本学学生より互選し、副議長、書記は議長により任命される。

第40条 議長は議事の進行を妨害する者に対し、発言禁止、または退場させる権利を有する。

第41条 執行部は、次の議案を提出、及び承認を得る義務を負う。

1 活動計画案

2 予算案

3 活動報告

4 決算報告

5 その他、必要と認める議案、及び報告

第42条 正副総代、及び経理部長は、出席者の3分の2以上の賛成をもって罷免される。

第43条 実施に関しては、日時、場所、及び議題を実施日の10日前までに公示する義務を負う。

第44条 学生総会閉会后、決議した議題に関し、責任追及してはならない。

第7章 公認課外活動団体連合会

第45条 公認課外活動団体連合会は、公認課外活動団体に関する様々な議題を審議し、議決する。

第46条 公認課外活動団体連合会は、各公認課外活動団体代表者から構成される。

第47条 公認課外活動団体連合会長の選出においては、原則立候補制とし、立候補が決定されなかった場合、各公認課外活動団体代表者により互選される。

第48条 公認課外活動団体連合副会長は、公認課外活動団体連合会長により任命される。

第49条 本会渉外部長から公認課外活動団体への召集があった場合、全公認課外活動団体代表者が出席する。公認課外活動団体代表者が止むを得ない理由で欠席する場合、代理人、原則として公認課外活動団体副代表者が委任状を持ち、出席する義務を負う。

第50条 試合、遠征などで公認課外活動団体の全員が不在の場合、前日までに委任状を本会渉外部長に提出する義務を負う。

第51条 公認課外活動団体連合会正副会長が欠席の場合、別日に実施する。

第52条 全会員は傍聴する権利を有するが、公認課外活動団体連合会長は議事の進行を妨害する者に対し、発言禁止、または退場させる権利を有する。

第53条 議決は出席者の3分の2以上をもって決議する。議決において議定権を持つ者は、公認課外活動団体代表者、または代理人とする

第54条 公認課外活動団体連合会は主に次の諸活動を行う。

- 1 公認課外活動団体の要請、及び本会渉外部長から提出された議題の審議
- 2 公認課外活動団体連合会で承認された事項の本会渉外部長への報告
- 3 公認課外活動団体に配布された各種書類の本会渉外部長への提出
- 4 本会執行部、及びクラス会で決議された公認課外活動団体の予算の承認
- 5 公認課外活動団体代表者の承認
- 6 その他、必要と認める事項

第55条 公認課外活動団体連合会は必要に応じ実施する。

第56条 実施日時、場所などについては本会渉外部長、または公認課外活動団体連合会長が決定し、実施する日の前日までに公示する義務を負う。

第57条 緊急時は、第56条は適用されない。

第58条 公認課外活動団体に対し、本会執行部が本会会則に反すると認められた場合、及び次の行為に該当するとみなした場合、最低1ヶ月前に警告を行い、その上で予算の使用禁止、返還、部活動の禁止、施設の使用禁止などに処す。

- 1 明確な活動休止、またはそれに類する活動内容
- 2 不明確な予算の使用
- 3 公認課外活動団体連合会申し合わせ事項に反する活動
- 4 活動団体結成の趣旨、目的に反する行為
- 5 医療学生にあるまじき行為

第59条 公認課外活動団体に変更が生じた場合、速やかに本会渉外部に届け出をする義務を負う。

第60条 公認課外活動団体代表者が、第58条に抵触する行為、またはそれに類する行為をした場合、公認課外活動団体連合会を設け、公認課外活動団体の意見を聞いた上で、本会執行部は警告を行い、その上で処分を決定、執行することができる。

第61条 同好会活動団体結成の資格のある団体は、その旨を本会渉外部長、公認課外活動団体連合会長に届け出をする義務を負う。

第62条 新規部活動団体の結成の際は、第54条に基づいて結成された同好会において、代表者、マネージャー、会計の役員を含め、5名以上の構成員を有する場合に限り、部活動団体昇格の権利を有する。

第63条 第62条において、最低1年間の活動、実績に基づき、部活動団体昇格を公認課外活動団体連合会の審議の上、本会執行部において審議、及び承認し、部活動団体として認可する。

第64条 公認課外活動団体は半期毎に、その存続と各役員を明示して、本会渉外部長、本会監査委員会、公認課外活動団体連合会長に提出する義務を負う。

第65条 公認課外活動団体における役員異動があれば、本会渉外部長、公認課外活動団体連合会長に報告する義務を負う。

第8章 学生会監査委員会

第66条 本会監査委員会は、原則として毎年度末に最低1回の定例監査を行う。

第67条 第66条において必要に応じ、本会執行部、クラス会、公認課外活動団体の会計監査を実施し、本会執行部に報告する義務を負う。

第68条 本会執行部により決算報告し、本会監査委員会を経てクラス会で承認する。

第69条 本会監査委員会は、4名の委員で構成され、任期を2年とし、1年毎にその半数を改選する。

第70条 改選選挙は、本会執行部の定める期日において行う。

第71条 本会監査委員は、本会執行部、クラス代表者、公認課外活動団体代表者は兼任してはならない。

第9章 選挙管理委員会

第72条 選挙管理委員は、各学年における各学科1名（クラス代表）とする。ただし、薬学部は5・6年生、看護学部、リハビリテーション学部は3・4年生を除いた10名とする。

第73条 選挙管理委員長は部会代表が兼任する。

第74条 選挙管理委員は学生会執行部、大学行事实行委員、選挙立候補者は兼任してはならない。

第75条 選挙管理委員会は第72条において定められた10名と部会幹部で構成され、任期を1年間とする。

第76条 改選選挙は、選挙管理委員会の定める期日において行う。

第77条 選挙管理委員会は次の選挙管理を行う。

- 1 正副総代
- 2 本会経理部長
- 3 大学行事实行委員長・副委員長
- 4 大学行事实行委員会経理責任者

第78条 選挙管理委員会は、選挙日の14日前までに選挙管理委員長が招集する。

第10章 顧問

第79条 本会は顧問、及び参与を配置することができるが、原則本学教職員とする。

第80条 顧問、及び参与は本会執行部、クラス会の承認を経て委託する。

第11章 大学行事实行委員会

第81条 大学行事实行委員会の主催により大学行事は実施する。

第82条 大学行事实行委員会の活動目的は学生相互の親睦、文化活動の促進、及び地域社会との交流促進などである。

第83条 大学行事における予算案、実施要綱を作成し、本会経理部長、及び総務部長に提出する義務を負う。

第84条 予算の授受は、本会経理部により大学行事实行委員会の口座に直接入金する。

第85条 大学行事实行委員は、本会執行部、選挙管理委員、本会監査委員を兼任してはならない。

第86条 大学行事实行委員会会則については、別途記載する。

第12章 部会

第87条 部会の活動目的は、大学の課外活動団体がより活動しやすいように環境の整備・調整を行い、課外活動団体の活動がより活発になるように尽力することなどである。

第88条 部会は、各公認課外活動団体が自団体運営のために作成する予算案を監査・総括する。また、部会運営に関する予算案を作成し、本会経理部長、及び総務部長に提出する義務を負う。

第89条 部会、または、各公認課外活動団体への予算の授受は、本会経理部により部会、または、各公認課外活動団体の口座に直接入金する。

第90条 部会幹部は、本会執行部、本会監査委員を兼任してはならない。

第91条 部会会則については、別途記載する。

第 13 章 学生会費について

第92条 学生会会員は、学生会費を必ず支払わなければならない。原則として、学生会費は授業料と共に入金するものとする。

第93条 学生会費の入会費及び年会費の改正は、クラス会・公認課外活動団体連合会を経て総会により決議するものとする。

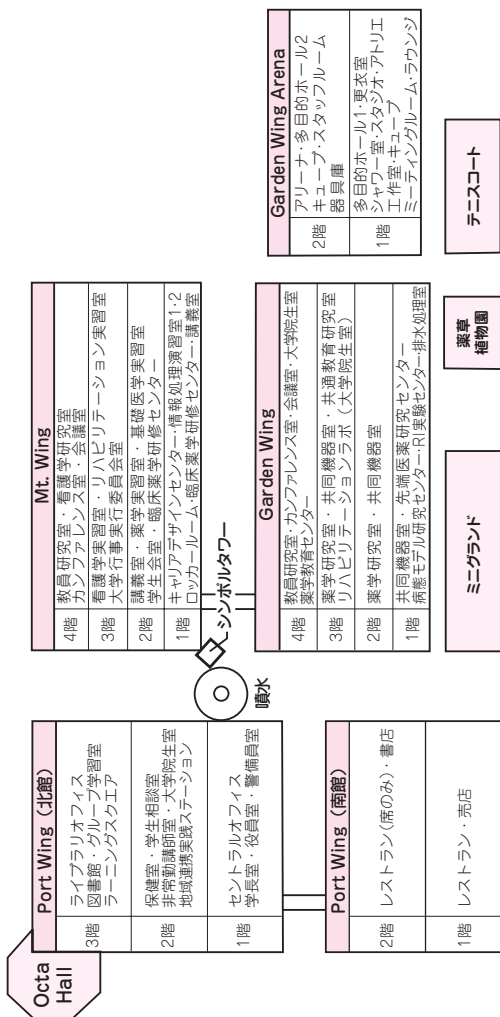
第 14 章 会則付則・改正

第94条 本会会則の付則・改正議案は、執行部の3分の2以上の出席において議論され、出席者の3分の2以上の賛成を持って成立する。

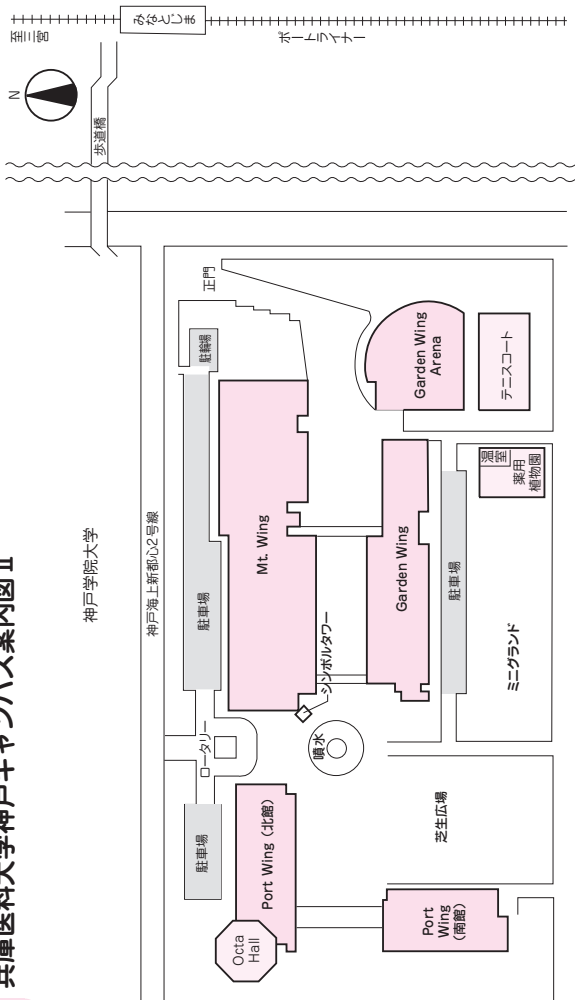
附則 本学生会会則は、2022年4月1日から施行する。

5 キャンパスマップ

兵庫医科大学神戸キャンパス案内図 I



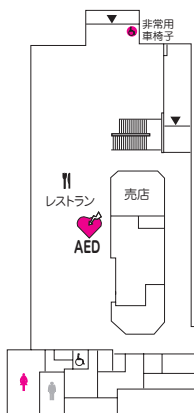
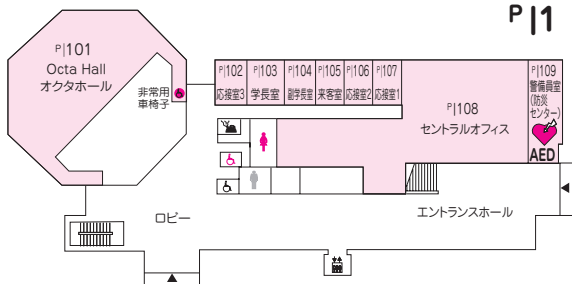
兵庫医科大学神戸キャンパス案内図Ⅱ

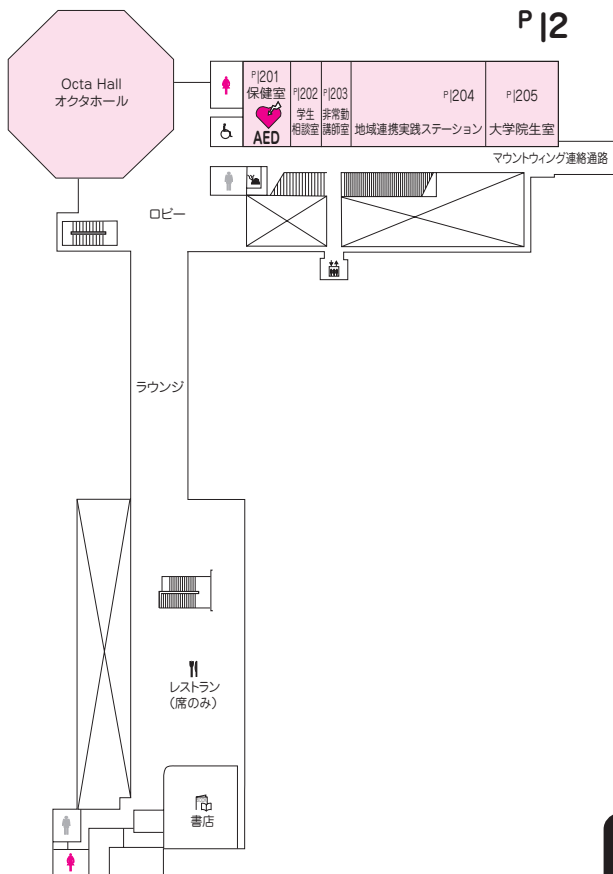


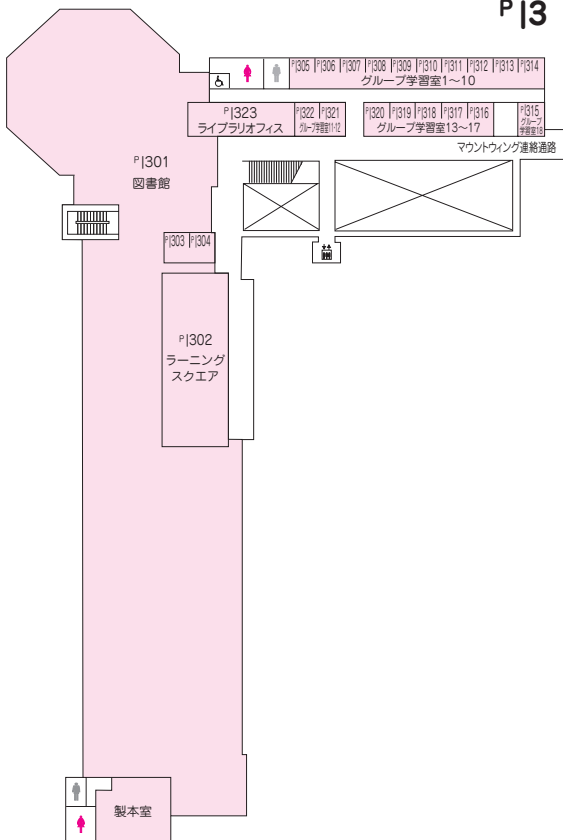
神戸学院大学

キャンパスマップ

P|1



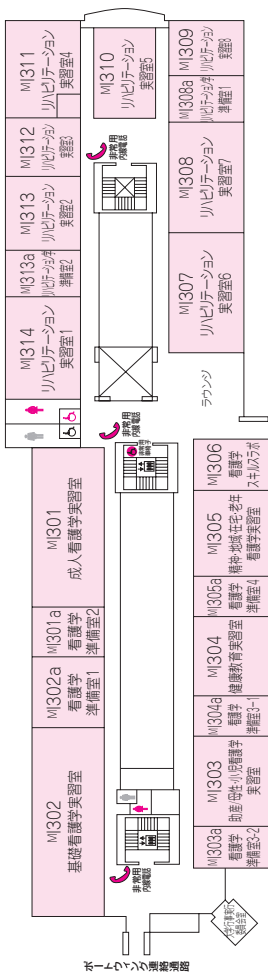
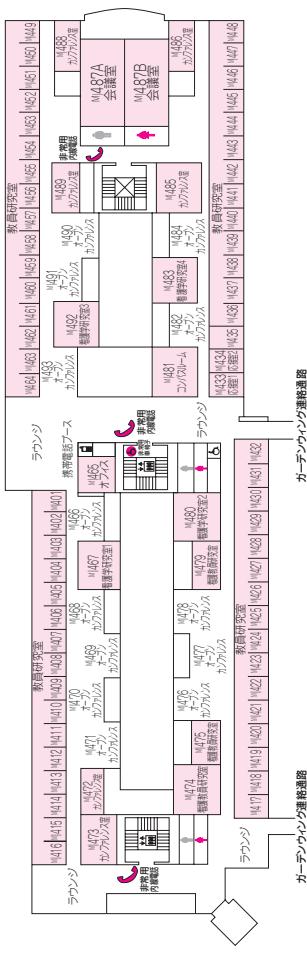




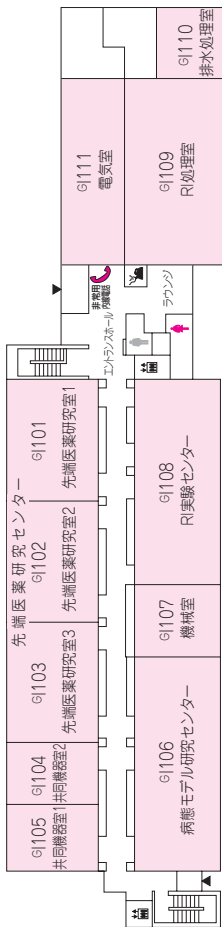
[illegible]

The floor plan of the 2nd floor is organized as follows:

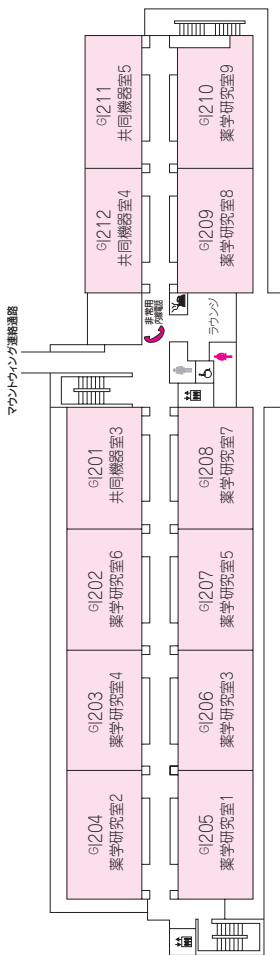
- Top Section (Left to Right):** MI211 講義室, MI210 講義室, MI209 薬学実習室1, MI209a 準備室1.
- Top Section (Right to Left):** MI208 薬学実習室2, MI207 基礎医学実習室, MI207a 基礎医学準備室, MI208a 準備室2.
- Central Corridor:** A long corridor with two restrooms (男女) and two sets of stairs. There are also two sets of stairs at the top and bottom of the corridor.
- Bottom Section (Left to Right):** MI204 講義室, MI203 講義室, MI202 講義室, MI201 講義室.
- Bottom Section (Right to Left):** MI205 臨床薬学研修センター, MI205a 準備室4, MI206 薬学実習室3, MI206a 準備室3.
- Other Features:** A lounge (ラウンジ) is located in the center. A garden wing connection path (ガーデンウィング連絡通路) is on the right. A seminar room (学芸会室) is at the bottom left.

$$m/3$$
 $\frac{4}{m}$ 

G|1

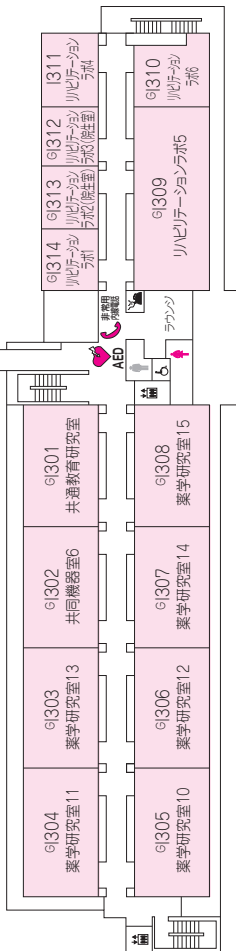


G|2



G/3

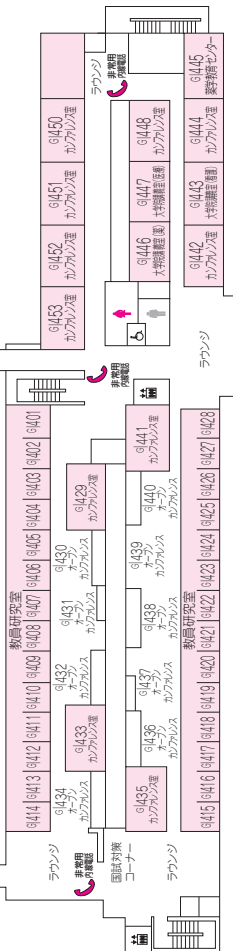
マウントウィング連絡通路

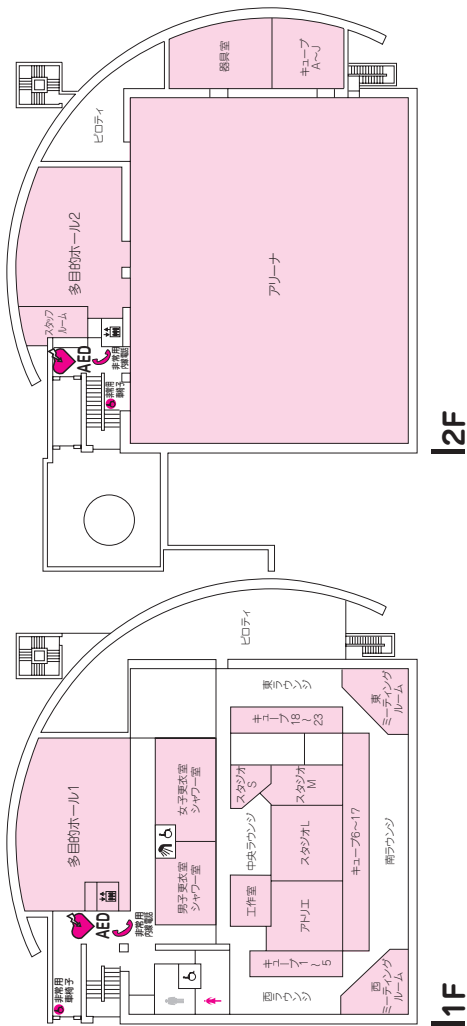


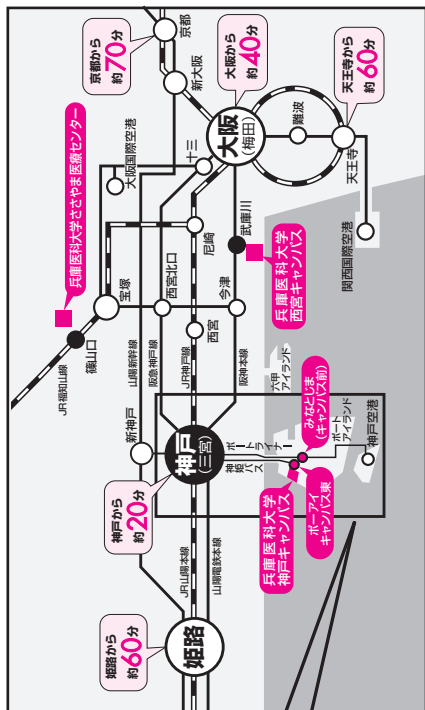
マウントウィング連絡通路

マウントウィング連絡通路

G/4

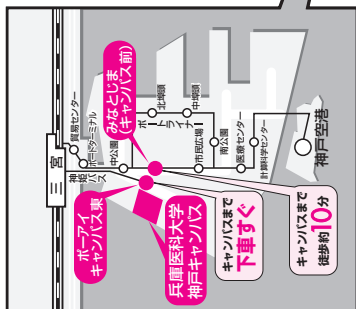






〈空港からのアクセス〉

- 神戸空港よりポートライナー「みなとしま(キャンパス前)」駅まで約10分。
- 大阪国際空港より大・阪モノレール「当池駅」まで約3分、阪急電鉄「当池駅」より「神戸三宮駅」まで約30分。
- ポートライナー「三宮駅」より「みなとしま(キャンパス前)」駅まで約10分。
- 関西国際空港よりJR「三ノ宮駅」まで約80分、ポートライナー「三宮駅」より「みなとしま(キャンパス前)」駅まで約10分。



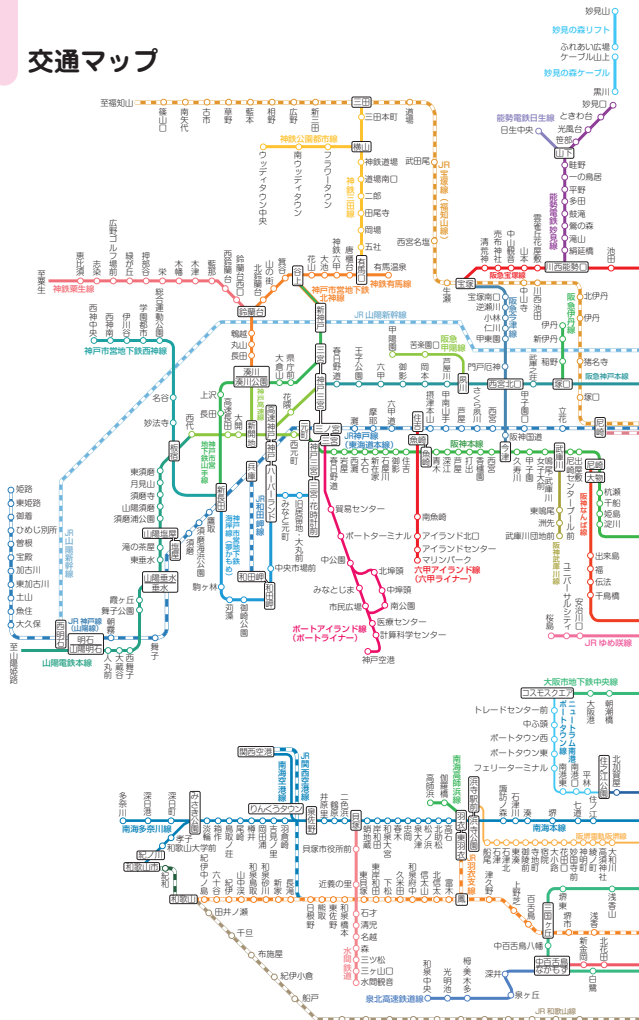
神戸キャンパス所在地
兵庫県神戸市中央区港島1-3-6

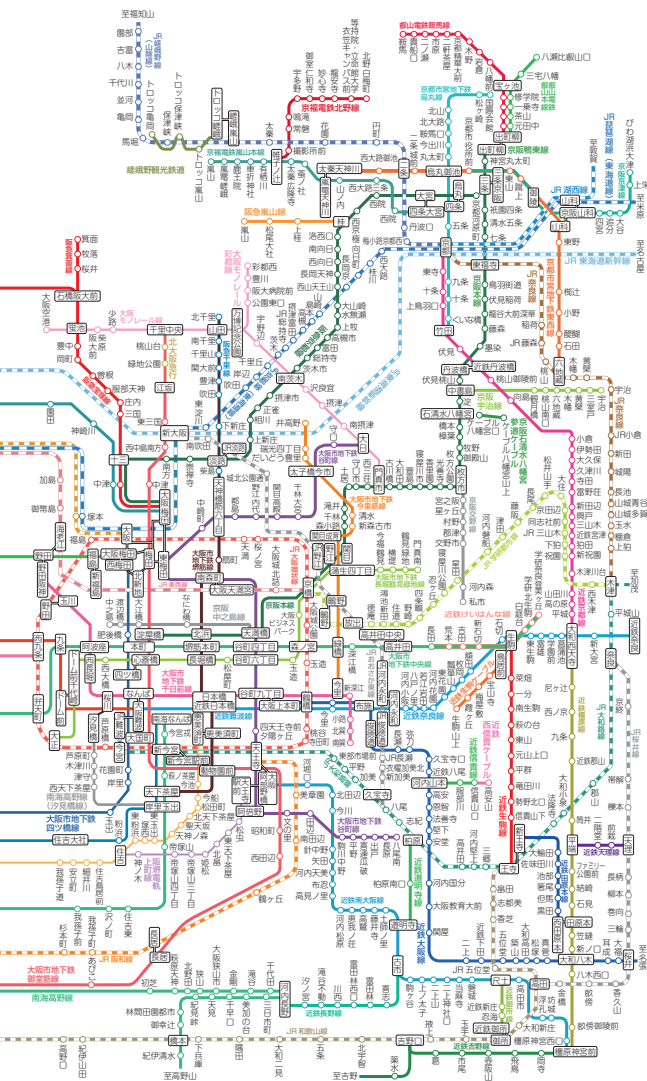
〈新幹線停車駅からのアクセス〉

- 「新神戸駅」より神戸市営地下鉄「三宮駅」まで約2分。
ポータルライナー「三宮よりみなとしま(キャンパス前)駅」まで約10分。
神姫バス「三宮」より「ポータルキャンパス」まで約1分。
- 「新大阪駅」よりJR「三ノ宮駅」まで約30分。
ポータルライナー「三宮駅」より「みなとしま(キャンパス前)駅」まで約10分。
神姫バス「三宮」より「ポータルキャンパス」まで約12分。

付録 I

交通マップ





• • • • • M • E • M • O • • • • •

Handwriting practice lines consisting of 20 horizontal dashed lines.

・ ・ ・ ・ ・ M ・ E ・ M ・ O ・ ・ ・ ・ ・

Handwriting practice lines for the word MEMO.

Each row consists of a solid top line, a dashed middle line, and a solid bottom line.

There are 20 rows of lines provided for practice.

· · · · · M · E · M · O · · · · ·

[illegible]

・ ・ ・ ・ ・ M ・ E ・ M ・ O ・ ・ ・ ・ ・

Blank lined area for notes, consisting of multiple horizontal dashed lines.

• • • • • M • E • M • O • • • • •

[illegible]

• • • • • M • E • M • O • • • • •

[illegible]

· · · · · M · E · M · O · · · · ·

[illegible]

• • • • • M • E • M • O • • • • •

[illegible]

[illegible]

• • • • • M • E • M • O • • • • •

Handwriting practice lines consisting of 20 horizontal dashed lines.

付録Ⅱ

急病人やけが人を学内で発見したら

- ① 大きな声で助けを呼びましょう。「誰か助けてください！倒れている人がいるので警備員室に連絡してください！」
- ② 警備員室へ連絡しましょう。「(発見場所)で倒れている人がいます。すぐ来てください。」

警備員室 3110 (外線：078-304-3110)

※急病人・けが人の発見場所を必ず伝えましょう。

※緊急の場合は警備員室へ救急車要請を依頼してください。

※急病人・けが人の側から離れないようにしてください。

- ③ 急病者・けが人の状況に応じて応急救置を行いましょう。

【意識や呼吸がない場合】

速やかに心肺蘇生法などの応急救置を実施しましょう。

※必要に応じて、AED を要請してください。

※心肺蘇生法、AED 設置場所については P144 を参照してください。

※救急車到着までは約 10 分かかります。心肺蘇生は救急隊に引き継ぐまで、休まず続けましょう。

【意識や呼吸がある場合】

安楽な体位または回復体位にし、応援が来るまで側から離れないでください。

- ④ 到着した警備員、保健師または救急隊へ発見時の状況を説明してください。

●非常用内線電話（学内専用電話）

緊急時に使用できる内線電話を次の場所に設置しています。

119 番などの外線電話にかけことはできません。救急車を呼ぶ必要がある場合は、必ず警備員室へ要請の依頼をしてください。

- ・ M 棟：1 階中央・東階段ホール・西ラウンジ、
2～4 階中央・東・西階段ホール
- ・ G 棟：アリーナ 1・2 階中央ロビー、1～3 階中央ラウンジ、
4 階中央・東・西ラウンジ

P117～125 図キャンパスマップ 兵庫医科大学神戸キャンパス案内図Ⅱ 参照

●車椅子

緊急時に使用できる車椅子を次の場所に設置しています。

- ・ M 棟：1～4 階中央階段ホール
- ・ G 棟：アリーナ 1・2 階中央ロビー
- ・ P 棟：オクタホール 1 階、保健室、レストラン 1 階

P117～125 図キャンパスマップ 兵庫医科大学神戸キャンパス案内図Ⅱ 参照

●救急用担架（レスキューベンチ）

緊急時に座面を取り外して担架として使用できます。通常はベンチとして使用しており、次の場所に設置しています。

- ・ M 棟：1～4 階中央階段ホール
- ・ G 棟：アリーナ 1・2 階
- ・ P 棟：2 階オクタホール前、図書館

その他、救護用担架を G 棟アリーナ 2 階に設置しています。

P145 兵庫医科大学神戸キャンパス案内図（AED・救急用担架設置場所）参照

●急病人・けが人発見時

急病人・けが人の発見者



警備員室

3110

外線：078-304-3110

以下のような症状を認めた場合は、
警備員室へAEDと救急車を要請するよう依頼しましょう。

- ・心肺停止
- ・呼吸困難
- ・意識消失を伴うもの
- ・けいれんが持続するもの
- ・ショック症状
(蒼白、脱力感、脈の異常、冷汗、あくび等)

AED 要請

- ・激痛(頭部、胸部、腹部など)
- ・多量の出血を伴うもの
- ・頭部、腰部等の傷病の疑い
- ・骨の変形
- ・大きな開放創
- ・広範囲の火傷



※AED設置場所はP145の案内図を参照

心肺蘇生などの救急処置を実施



到着した警備員、保健師、救急隊へ
発見時の状況を説明

一次救命処置(BLS)の手順(市民向け)

JRC蘇生ガイドライン2020対応



●監修：帝京大学医学部 救急医学講座 主任教授 坂本 哲也



日本医師会
救急蘇生法(参照 2022.2.10)

※兵庫医科大学神戸キャンパスでは学内に7カ所AEDを設置しています。

AED 設置場所 (P145 兵庫医科大学神戸キャンパス案内図参照)

M棟：1 階中央ラウンジ

G棟：3 階中央ラウンジ、アリーナ 1 階、アリーナ 2 階中央ロビー

P棟：1 階警備員室(北館)、2 階保健室(北館)、1 階レストラン(南館)

兵庫医科大学神戸キャンパス案内図 (AED・救急用担架設置場所)

♥ = AED設置場所

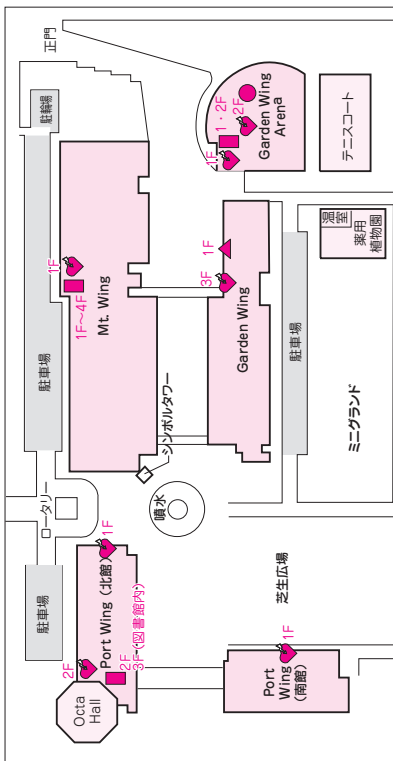
■ = 救急用担架 (レスキューベンチ)

● = 布担架

▲ = ストレッチャー

神戸学院大学

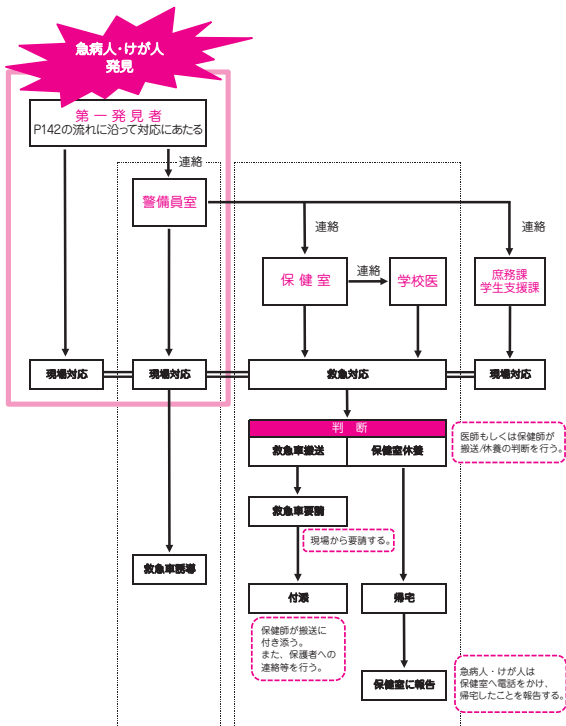
神戸海上新都心2号線



神戸学院大学

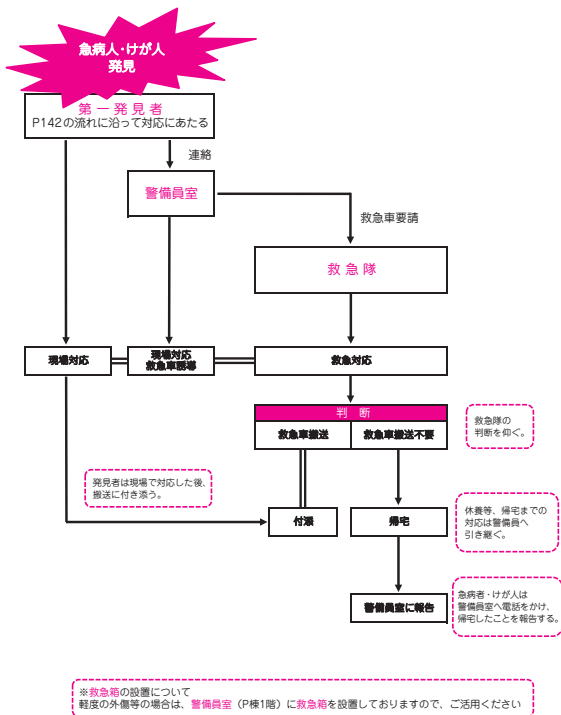
< 参考 > 急病人・けが人発見時の流れ

保健室開室時：平日（月～金） 8：30～17：00



保健室閉室時：平日開室時間外、土日祝

一斉休暇（夏季・年末年始）、大学立入禁止日



PERSONAL DATA

氏 名

住 所

TEL

FAX

携帯

E-mail

生年月日

年

月

日

血液型



HYOGO MEDICAL UNIVERSITY

〒650-8530 神戸市中央区港島1-3-6

tel.078-304-3000 fax.078-304-2700

2022

年間カレンダー2022年度

4

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30

5

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

6

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	

7

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

8

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

9

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30

10

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

11

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30			

12

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

2023

1

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

2023

2

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28				

2023

3

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

2023

年間カレンダー2023年度

4

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30						

5

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

6

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30

7

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

8

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

9

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30

10

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

11

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30		

12

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

2024

1

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

2024

2

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29		

2024

3

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

